

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川口, 美貴 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008708

論説

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

川口美貴

〈目次〉

はじめに

第一章 RMI—理念と構造

一 給付と政策

1 所得・生活保障

(A) RMI手当

(B) 社会的保護給付

2 参入政策

(A) 社会的参入政策

(B) 職業的参入政策

二 給付・参入システム

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

1 機関と財源

(A) 機関

(B) 財源

2 給付・参入の実現

(A) RMI手当の給付

(B) 社会的・職業的参入の実現

三 小括

第二章 RMI機能と効果

一 分析

1 受給者

(A) 受給者数の増大

(B) 受給者層の変容

2 目的の達成

(A) 貧困の解消

(B) 参入

3 評価

二 課題と今後の方向性

1 一九九六年報告書の提言

(A) R M I の機能分化

(B) システム改革

2 社会的統合に関する法律案

(A) 権利へのアクセス

(B) 機構改革

三 小括

結びにかえて

はじめに

一九八八年二月一日の法律第一〇八八号等により創設された、参入最低所得制度 (revenu minimum d'insertion⁽¹⁾ 以下、R M I と略称) は、フランスにおける社会的保護 (protection sociale) 制度のみならず、労働法をも含む社会法 (droit social)⁽²⁾ 全体に、大きな変革をもたらすものであった。

第一に、R M I は、一定の例外を除き、その原因を問わず、一定の水準以下の収入しかない人一般を対象とする無拠出制の金銭給付を、社会扶助給付 (allocation d'aide sociale) として支給するものである。

フランスの社会的保護制度における所得保障の中心は、社会保険 (assurance sociale)、労災補償 (réparation des accidents du travail et des maladies professionnelles)、および、失業保障制度 (indemnisation chômage) から保険料を財源として支給される拠出制給付による、一定の社会的なリスクと負担 (risques et charges sociaux) すなわち、疾病 (maladie)、出産 (maternité)、

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

障害 (invalidité)・死 (décès)・老齢 (vieillesse)・遺族 (veuvage)・家族負担 (charges familiales)・労災・職業病 (accidents du travail et maladies professionnelles)・失業 (chômage) の実現による、所得の喪失・減少または支出の増大に対する保障であり、貧困・欠乏状態 (situation de besoins) に対する最低所得保障は必ずしも重要な位置を占めるものではなかった。⁽³⁾

従来存在していた最低所得保障給付 (revenus minimaux) は、一定のカテゴリーに属する「社会的弱者」(高齢者、障害者、廃疾者、単身で子を扶養する者、一定の失業者等)⁽⁴⁾を対象とする、カテゴリー別最低所得保障 (revues minimaux catégoriels) (高齢者最低所得 (minimum vieillesse : 略称 M V)⁽⁵⁾、成年障害者手当 (allocation aux adultes handicapés : 略称 A A H)⁽⁶⁾、廃疾者最低所得 (minimum invalidité : 略称 M I)⁽⁷⁾、単親手当 (allocation de parent isolé : 略称 A P I)⁽⁸⁾、参入手当 (allocation d'insertion : 略称 A I)⁽⁹⁾ および特別連帯手当 (allocation de solidarité spécifique : 略称 A S S)⁽¹⁰⁾ 等)のみであり、一般的最低所得保障の機能を有する手当は存在していなかった。また、これらのカテゴリー別最低所得保障給付のうち、一定の失業者に対する特別連帯手当 (A S S) および参入手当 (A I)、ならびに単身で子を扶養する者に対する単親手当 (A P I) は、受給期間に制限が設けられているものであった。

したがって、R M I は、社会扶助の領域において、一定のカテゴリーに属する人だけではなく、貧困・欠乏状態にある人一般を対象とする「普遍的・一般的」最低所得保障制度を確立した、という点において、フランスの社会的保護制度における所得保障システムを大きく変革するものであった。

第二に、R M I は、手当による単なる所得保障ではなく、一定の水準以下の収入の者とその家族の社会的・職業的参入 (insertion sociale et professionnelle) を目的とするものである。

このため、R M I を享受する、R M I 受給者およびその一定の扶養家族は、担当行政機関と「参入契約 (contrat d'insertion)」を締結することが義務づけられる。同契約に基づき、公共団体 (collectivités) (国および地方公共団体) は、受給者の社会的・

職業的参入を援助するためのサービス提供を、RMI享受者は、参入実現のための行動・活動を行う。また、特にRMI享受者の職業的参入の実現のため、特別の労働契約や職業訓練契約、特別の企業による雇用が創設されている。

このような、社会的・職業的参入という目的、および、参入契約の締結が手当受給の一つの要件となっている点は、既存の最低生活保障給付と異なるRMI手当の独自性であり、RMIの創設は、新たな性格の給付をフランスの社会的保護制度に登場させるものであるといえよう。また、RMI享受者の職業的参入のための、特別な労働契約、および、特別な企業の創設は、労働法の領域においてもその契約法制および雇用保障制度に大きな影響を与えるものであった。

このRMIが創設されるにいたったのは、特に一九八〇年代に入って、一方で、失業の増大等に伴い、長期の失業者、片親家庭、若年者層における「重大な貧困と経済的社会的不安定さ (la grande pauvreté et la précarité économique et sociale)」が拡大したこと、他方で、一定の社会的リスクに対する社会保障、および、職業活動による経済的自立の期待できない一定のカテゴリーの人のみに対応する社会扶助および社会保障の無拠出制給付という、完全雇用を前提とした、従来の制度の不十分さが認識され、従来の制度の「空隙 (lacune)」により社会的保護を受けない人々の存在、および、雇用保障、社会的・職業的参入促進政策の不十分さが指摘されたこと⁽¹¹⁾にあった。

一部の地方公共団体においては、すでに一般的最低所得保障が任意的社会扶助として導入されていたが、国レベルでも一般的最低所得保障と参入促進制度の導入が議論の対象とされていた。

このような社会状況のもと、すでに選挙期間中、その公約として国レベルでの一般的最低所得保障制度の導入を掲げていた当時のフランソワ・ミッテラン大統領により、一九八八年一月一日の法律第一〇八八号⁽¹²⁾に基づき、RMIが、時限立法による措置として創設されることとなった。

RMIは、その後、一九九二年七月一七日の社会的・職業的排除 (exclusion sociale et professionnelle) に対する法律第六七フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

(13) 五号により、制度の導入が最終的に確定されるとともに、給付対象の拡大と内容の改善、および、雇用保障と社会的・職業的参入促進政策の強化を主たる内容として改正され、その他いくつかの改正を経て現行制度にいたっている。

なお、一九九六年九月三〇日、社会的統合(cohesion sociale)に関する法律案が提示され、社会経済評議会での意見聴取の後、一九九七年二月二六日に国民議会(Assemblée Nationale)へ提出され、RMIの改正が審議されていた。しかしながら、同法案は、四月二一日の国民議会解散により、審議未了のままに終わっている。

RMIは、前述のように、フランス社会法の理念と構造全体に大きな影響を与えるものであるが、本稿においては、まず、このRMIについて、その理念と構造(第一章)、および、その機能と効果の分析と今後の課題(第二章)を、順に検討する。⁽¹⁶⁾ RMIを契機とするフランス社会法の理念と構造の変容、特に、所得保障システムの修正と参入システムの発展、および、新たな連帯(solidarité)と市民としての復権(citoyenneté)の理念の展開についての詳細な分析は、別稿にて検討することにした。

(1) フランスにおける「社会的保護(protection sociale)」は、「社会保障(sécurité sociale)」(同領域には、老齢、疾病、出産、遺族、障害に対する保障を行う「社会保険(assurance sociale)」「労災補償(réparation des accidents du travail et des maladies professionnelles)」および「家族給付(prestations familiales)」の三分野が含まれる)、「補足的社会的保護(protection sociale complémentaire)」、「失業保障(indemnisation chômage)」、「社会扶助(aide sociale)」および「社会福祉(action sociale)」を含み、日本における「社会保障」にほぼ対応する概念である。

(2) ここでは、さしあたり、「社会法(droit social)」を「社会的保護制度(protection sociale)」および労働法(droit du travail)を含む概念として定義しておく。

(3) フランスの社会的保護制度について、Michel BORGETTO et Robert LAFORE, Droit de l'aide et de l'action sociales,

1996, Montchrestien ; Elie ALFANDARI, Action et aide sociales, 4^e éd., 1989, Dalloz ; Jean-Pierre CHAUCHARD, Droit de la sécurité sociale, 1994, L.G.D.J. ; Jean-Jacques DUPEYROUX, Droit de la sécurité sociale, 1994, 12^e éd., Dalloz. 参照。

(4) 「失業」リスクに対しては、前述の失業保障制度から当該者の被保険者期間と年齢に応じた保険給付が行われるが、受給資格を充足しない者、または、受給期間を過ぎてなお失業している者の一部は、特別給付を受けうる。

(5) C.S.S., art.L.815-2.

(6) C.S.S., art.L.821-1 et s.

(7) C.S.S., art.L.341-1 et s.

(8) C.S.S., art.L.524-1 et s.

(9) C.trav., art.L.351-9.

(10) C.trav., art.L.351-10.

(11) たんぽぽ⁴ Rapport du Conseil économique et sociale, présenté par M. Joseph WRESINSKI, Liaison sociale Documents - w- N° 35/87 du 23 avr. 1987 ; Documents du CERC N° 88, Protection sociale et pauvreté - Protection légale et expériences locale de revenu minimum garanti, 1988, Doc.Française.

(12) JO du 3 déc. 1988. また、後述の適用デクレ、アレテの他、R.M.I.の実施に関する一九八八年二月一四日の通達(Circulaire du 14 déc. 1988, JO du 17 déc. 1988) も参照。

回法律の解説とコメント Liaison sociale, Lég.soc. - J. N° 6169/88 du 15 déc.1988, Alain COEURET, commentaire du loi n° 88-1088 du 1^{er} déc. 1988, RTD.Civ. 1/1989, P. 170 ; Xavier PREROT, L'institution du revenu minimum insertion (loi N

° 88-1088 du 1er décembre 1988), Act. lég. Dalloz, 1989, p.129; Bernard FRAGONARD, Le revu minimum d'insertion : une grande ambition, Dr. soc. n° 7/8 1989, p.573; Robert RAFORE, Les trois défis du RMI : A propos de la loi du 1er décembre 1988, AJDA n° 10 1989, p.563 姉妹監°

(13) JO du 30 sept. 1992. 同法律による改正については、一九九三年三月二六日のDSS/DIRMI通達第五号(Cirulaire DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juil.) および一九九三年三月二七日のDIRMI通達第四号(Cirulaire DIRMI n° 93-04 du 27 mars 1993, Dictionnaire Permanent Action Sociale, 1996, p.2451.) を参照。

また「同法律の解説として」 Liaison sociale, Lég.soc. -D4-N° 6718/92 du 13 août 1992; Alain COEURET, Commentaire de loi n° 92-722 du 29 juillet 1992, RTD civ. 4/1992, p.823; Xavier PRETOT, La modification du revenu minimum d'insertion (loi n° 92-722 du 29 juillet 1992), RDSS 1/1993, p.198.

(14) Loi n° 91-1406 du 31 déc.1991 (JO du 4 janv.1992), Loi n°94-638 du 25 juill. 1994 (JO du 27 juill.1995), Loi n° 95-116 du 4 fév.1995 (JO du 5 fév.1995).

(15) 同法案について、Liaisons sociaux, Documents - V-N° 108/96 du 17 oct. 1996 ; Robert LAFORE, Exclusion, insertion, intégration, fracture sociale, cohésion sociale : le poids des maux, RDSS 4/1996, p.803.

(16) フランスにおける RMI (参入最低所得保障) については Maryse BADEL, *le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion*, Presses Universitaires Bordeaux, 1996 ; Elie ALFANDARI, *Action et aide sociales*, 4^e éd., 1989, Dalloz, p.677 et s. ; Jean-Pierre CHAUCHARD, *Droit de la sécurité sociale*, 1994, L.G.D.J., p.453 et s. ; Jean-Jacques DUPEYROUX, *Droit de la sécurité sociale*, 1994, 12^e éd., Dalloz, p.888 et s. ; Michel BORGETTO et Robert LAFORE, *Droit de l'aide et de l'action sociales*, 1996, Montchrestien, p.301 et s. ; RMI et autres dispositifs d'insertion, Dictionnaire Permanent Action

Sociale, 1996 ; Revenu minimum d'insertion, Liaisons sociales, Les prestations familiales, supplément N° 11926 mai 1995, p.111 et s. ; RDSS n° special sur l'insertion, 4/1989 ; Xavier PREROT, L'institution du revenu minimum d'insertion (Loi n° 88-1088 du 1er décembre 1988), Act. lég. Dalloz, 1989, p.129 et s. ; Robert RAFORE, Les trois défis du RMI : A propos de la loi du 1er décembre 1988, AJDA n° 10, 1989, p.563 et s. ; Bernard FRAGONARD, Le revenu minimum d'insertion : une grande ambition, Dr. soc. n° 7/8 1989, p.573 et s. ; Jean-Pierre LABORDE, Le droit au revenu minimum d'insertion, dans la loi du 1er décembre 1988, Dr. soc. n° 7/8 1989, p.589 et s. ; Michel LAROQUE, Le revenu minimum d'insertion, droit révolutionnaire et prestation sociale d'un nouveau type, Dr. soc. n° 7/8 1989, p.597 et s. ; Philippe LIGNEAU, Les collectivités locales et le revenu minimum d'insertion, Dr. soc. n° 7/8 1989, p.601 et s. ; Sophie MATHIEU-CABOUAT, Le revenu minimum d'insertion : allocation ou contrat ? Un choix nécessaire, Dr. soc. n° 7/8 1989, p.611 et s. ; Jean-Pierre LABORDE, RMI et liberté, éléments pour une première approche, Dr. soc. n° 1 1990, p.33 et s. ; Xavier PREROT, La modification du revenu minimum d'insertion (Loi n° 92-722 du 29 juillet 1992), RDSS 1/1993, p.198 et s. ; Chantal EUZEBY, Du revenu minimum d'insertion au revenu minimum d'existence, Futuribles juin 1993. ; Guy CLARY, Face à la croissance et à la mutation du RMI, Dr. soc. n° 9/10 1995, p.820 et s. ; Robert LAFORE, Exclusion, insertion, intégration, fracture sociale, cohésion sociale : le poids des maux, RDSS 4/1996, p.803. 等参照。

また、邦文献として、都留民子「フランスの貧困に抗する社会保護—参入最低限所得RMI制度の分析を通じて—」白梅学園短期大学紀要二九号六三頁（一九九三年）、同「フランスの参入最低限所得（RMI）制度の受給者」白梅学園短期大学紀要三二号四五頁（一九九六年）、拙稿「フランスにおける参入最低所得（revenu minimum d'insertion）制度」海外社会情報一一九号三八頁（一九九七年）等参照。

第一章 RMI—理念と構造

RMIの現行制度の主たる法源は、一九八八年二月一日の法律第一〇八八号、一九八八年二月二日のデクレ第一一一一
号から一一一五号⁽²⁾、一九八八年二月二日のアレテ⁽³⁾、一九九二年七月一七日の法律第六七五号、および、その適用に関する多
数の通達⁽⁴⁾である。

RMIを創設した一九八八年二月一日の法律第一〇八八号は、その第一条において、一九四六年一〇月二七日の憲法前文第
一項をほぼ援用し、「年齢、肉体的もしくは精神的状態、または、経済的もしくは雇用状況により労働することができない全
ての者」の「公共団体 (collectivités) から生存のために適切な手段を得る権利」を承認し、RMIの目的として、貧困に対する闘
い、すなわち、一定の水準以下の所得しかない者とその家族に対する一般的最低所得保障を行うことを掲げる。

しかしながら、同条は、続けて、「困難な状況にある者の社会的、職業的参入は国家的要請である」と規定し、RMIの目的が、
単に一般的最低所得保障を行うことではなく、貧困な状態にある者とその家族の社会的・職業的参入であることを明らかにする。
このように、従来の社会的リスクに対する社会保障給付または一定の欲求充足を目的とする社会扶助とは異なり、一般的最低
所得保障、および、社会的・職業的参入の実現という新たな使命を有することから、RMIの制度は以下のような複雑な構造と
なっている。

すなわち、第一に、RMIの制度は、所定の要件を充足する者の最低所得を保障する「参入最低所得手当 (allocation du revenu
minimum d'insertion) (以下、RMI手当と略称)」の受給権と、「参入契約 (contrat d'insertion)」を媒介とする手当享受者 (手
当受給者および手当額算定に考慮される世帯構成員)⁽⁵⁾と公共団体の契約履行義務、具体的には、享受者の社会的・職業的参入の

ためのプログラムとして受給者と担当機関との間で合意された内容の諸活動を受給者が履行する義務と、公共団体が必要な手段、サービスを提供する義務という、一つの権利と二つの義務をその中心的要素とする。

第二に、RMIは、「全ての形態の排除、特に、教育、雇用、職業訓練、健康、および、住居の領域における排除をなくすための貧困に対する闘いのための政策全体の一要素」であると位置づけられ、⁽⁶⁾他の社会的保護制度および社会的・職業的参入制度と密接に関連している。具体的には、RMI手当の受給者は、他の社会的保護給付への権利、ならびに、特別の社会福祉および雇用保障・職業的自立援助制度を享受する。

第三に、RMIの目的の実現のため、一方で、RMI手当の支給と社会的・職業的参入について、従来から存在する社会的保護制度の管理運営機関とRMIのために新たに創設された機関が連携した管理運営の枠組みが作られ、他方で、特に社会的・職業的参入実現のために、参入契約の締結という独自の手法が採用されている。

そこで、以下においては、RMIの制度について、第一に、所得・生活保障および社会的・職業的参入というRMIの目的を実現するために行われている、所得・生活保障給付および参入政策（一）、第二に、所得・生活保障のための手当の給付システムおよび社会的・職業的参入を実現するシステム（二）について、順にその具体的内容を検討することにする。

(1) 詳細については、特に、RMI et autres dispositifs d'insertion, op.cit.; Revenu minimum d'insertion, Liaisons sociales, op.cit. 等。

(2) JO du 13 déc.1988.

(3) JO du 13 déc.1988.

(4) RMIに関する多数の法律、デクレ、アレテ、通達の一覧については、Dictionnaire Permanent Action Sociale, 1996, p.

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

2401 et s. 参照。

(5) 以下においては、RMI手当の受給権を有する者を、「手当受給者(allocataires)」、手当受給者と手当額を算定する際に考慮されるその配偶者、二五才未満の扶養する子等を含めた、RMI手当により生活を維持する者を「手当享受者(bénéficiaires d'allocation)」と呼ぶことにする。

(6) L. n° 88-1088 du 1er déc.1988, art.1er, al.1.

一 給付と政策

RMIの目的は、最終的には社会的に排除されている者の参入、特に職業的参入にあるが、RMIとその関連制度による給付と政策を、一応その目的・機能により分類するならば、RMI手当の給付と社会的保護給付への権利付与を中心とする「所得・生活保障給付」と、参入契約を媒介とする手当享受者と担当機関の契約履行義務、ならびに、特別の社会福祉および雇用保障・職業的自立援助政策の展開を中心とする「参入政策」の二つに大別しようと思われる。

そこで、以下においては、第一に、RMI手当、および、手当享受者に付与される社会的保護給付等の、所得・生活保障給付(1)、第二に、社会福祉および雇用保障・職業的自立政策等の社会的・職業的参入政策(2)について、順に検討することにする。

1 所得・生活保障

前述のように、RMIの制度において、所得・生活保障の機能を有するものは、RMI手当(A)、および、RMI手当享受者に付与される社会的保護給付(B)に大別しうる。

(A) RMI手当 (allocation du revenu minimum d'insertion)

RMI手当は、全額国庫負担、無拠出制のいわゆる通減的 (différentiel) 金銭給付である。

同手当の受給要件は、人に関する要件とその所得に関する要件の二つに大別され、その額は、受給者の世帯構成に応じて定められる最低所得基準と受給者の所得により決定される。

(1) 人に関する要件

RMI手当は、準普遍的な性格を有する。すなわち、その受給権者は、海外領土を含む全フランスに居住する全ての者である。この人的適用範囲の一般性が、従来の一定のカテゴリーの者を対象とする最低所得保障給付との大きな相違点である。

しかしながら、この人的適用範囲の普遍性は以下の三点から限定される。

まず、第一は、年齢であり、受給権者は二五歳以上でなければならない。このように、二五歳という基準が設定されたのは、それ未満の者の生活保障は、社会連帯ではなく家族連帯の範疇で行われるべきであるという考えに基づくものと説明されている。しかしながら、若年者については、その社会的・職業的排除の危機的状况に対応するため、若年者の社会的・職業的参入のための「若年者援助基金 (Fonds d'aide aux jeunes : 略称 F A J)」が一九九二年七月二九日の法律第七二二号により全県で設置が

義務づけられ、また、若年者の職業的参入のための特別の雇用保障政策が重点的に展開されている。⁽¹⁾

しかしながら、扶養する子⁽²⁾（出産予定を含む）を有する者については、いかなる年齢制限も行われない。⁽³⁾ また、報酬を伴う職業訓練中の見習は、直接、即時に、RMI手当受給権を有する。⁽⁴⁾ なお、二五才未満の者は、受給権者となりえなくても、後述する、RMI手当額の加算の対象となりうる。

第二に、外国人については、特別の要件が課されている。すなわち、外国人は、三年以上適法にフランスに居住していなければならない。⁽⁵⁾ したがって、不法滞在者はRMI手当の受給権を有しない。

第三に、学校の生徒もしくは学生、または、見習の身分を有する者は、その身分となることがまさに参入契約の内容である場合を除き、同手当の受給権を有しない。⁽⁶⁾ これは、RMI手当が、高等教育等における奨学金の代替となることを回避するためである。

（2）所得に関する要件と給付額

RMI手当は、一定の最低所得保障をその目的とするものであり、その額は、最低所得として定められた基準と受給者の所得との差異である。したがって、同手当を受給するためには、当該人の所得が最低所得基準に満たないことがその要件となり、受給者に支払われる手当の額は、最低所得基準と当該人の所得により決定される。

（a）最低所得基準

まず第一に、最低所得基準は、受給者一人世帯を基準とし、受給者の世帯構成により、二人目については五〇%、さらに扶養家族が一人増えるごとに三〇%の加算が行われる。また、配偶者を除き、二五才未満の扶養家族が三人以上いる場合は、三人目以上の扶養家族につき四〇%の加算が行われる。⁽⁷⁾

最低所得基準加算の対象となるのは、受給者の配偶者（事実婚を含む）および二五歳未満の扶養家族である。⁽⁸⁾

配偶者は、加算の対象となるためには、受給者と同居し、当然フランスに滞在していなければならない。⁽⁹⁾ 配偶者が外国に居住している場合は、最低所得基準は单身世帯として算定され、受給権者の収入に当該配偶者の収入は考慮されている。⁽¹⁰⁾ 配偶者がフランスに居住しているが同居していない場合は、当該配偶者は世帯構成員とはみなされず、最低所得基準は单身世帯を基準として算定されるが、当該配偶者の所得は扶養義務として受給権者の所得算定に考慮される。他方、配偶者については、受給者とは異なり、加算の対象となるためにかかる年齢要件も存在しない。⁽¹¹⁾ また、学生の身分を有していることもかまわない。

配偶者以外の扶養家族については、加算の対象となるためには、受給者と同居し、二五才未満で扶養されていることが要件となる。ただし、当該子は、結婚している場合、たとえRMI受給権者の資格を持たなくても加算の対象とはならない。

受給者一人世帯の最低所得基準は、年に二回、デクレにより物価の変動に応じて改訂され、一九九七年一月一日現在、月額二四〇二、九九フランである。したがって、最低所得基準は、その世帯構成により、次の表1-1に示す額となる。

この最低所得基準を、法定最低賃金および他の主要なカテゴリー別最低所得保障手当の額と比較すると、次の表1-2のようになる。

この最低所得基準は、一方で受給者及びその家族の最低生活保障を理念としつつも、他方で受給者および他の労働者の勤労意欲を喪失させることを防ぐため、法定最低賃金(SMIC)とある程度の差を設けることが強く意識されている。一九九七年七月一日現在、法定最低賃金は一時間三七、九一フランであり、週三九時間労働するとすると月額六四〇六、七九フランとなる。した

〈表 1-1〉

RMI 手当の最低所得基準 (月額：フラン) (1997・1・1 現在)

受給者	手当額	二五才未満の扶養する子がいる場合		
		一 人	二 人	一人増える毎に
単 身 者	2.402,99	3.604,48	4.325,38	+961,19
カップル	3.604,48	4.325,38	5.046,27	+961,19

〈表 1-2〉

法定最低賃金および主な最低所得保障手当の月額 (1997・1・1 現在)

法定最低賃金 (SMIC)	月169時間労働	6.406,79(フラン)
最低所得保障 (revenus minimaux)		
参入最低所得 (RMI)	単身者	2.402,99
	夫婦	3.604,48
	夫婦と子供一人	4.325,38
	単身者と子供一人	3.604,48
	以降子供一人につき	961,19
単親手当 (API)	単親と子供一人	4.217
	子供二人	5.271
	子供三人	6.325
成年障害者手当 (AAH)		3.433,08
	要介護加算	2.238,62~4.477,24
高齢者最低所得 (MV)	単身者	3.433,08
	夫婦	6.158,83
廃疾者最低所得 (MI)	単身者	3.433,08
	夫婦	6.158,83
	要介護加算	5.596,55
失業扶助		
参入手当 (AI)	30日分	1.311
特別連帯手当 (ASS)	30日分	2.220,3
	一定の要件を充足	3.189

資料：Memento pratique Francis Lefevre, Social, 1997より作成

がって、受給者一人世帯の最低所得基準は、法定最低賃金の約三七・五％である。

また、他の主要なカテゴリー別最低所得保障手当の額は、六五才以上（労働不能の場合は六〇才以上）の高齢者に対する高齢者最低所得（MV）が、一九九七年一月一日現在、一人世帯では年四一九七フラン、月額約三四三三・〇八フラン、二人世帯では年七三九〇六フラン、月額約六一五八・八三フランとなり、RMI手当の一・五倍から二倍となる。

三分の二以上の労働能力を喪失した廃疾者に対して保障される廃疾者最低所得（MI）は、高齢者最低所得（MV）と同額であり、さらに日常生活に第三者の介護が必要な場合は、年額六七一五八・七一フラン、月額五五九六・五五フランが加算される。

原則として二〇才以上の、五〇％以上の労働不能である障害者に対する成年障害者手当（AAH）は、一九九七年一月一日現在、三四三三・〇八フランであり、さらに八〇％以上の労働不能で要介護状態にある者は、補足手当として月二三三八・六二フランから四四七七・二四フランが加算される。

三才未満の子（出産予定を含む）を一人で扶養する者に対する単親手当（API）は、一九九七年一月一日現在、扶養する三才未満の子が一人の場合、月四二二七フラン、二人の場合五二七一フラン、三人の場合六三二五フランとなる。

このように、職業的自立が困難なカテゴリーの者に対する最低所得保障と比較しても、やはり、職業的参入意欲の喪失を防ぐため、RMIの保障水準は低く設定されている。

他方、失業保険給付の受給資格を有しない者、および、受給期間を過ぎてなお失業している者に対する失業扶助である参入手当（AI）は、一九九二年一月一日以降、一日四三・七〇フラン、月額一三一一フラン（三〇日分）であり、特別連帯手当（ASS）は、一九九四年一月一日以降、一日七四・〇一フラン、月額二二二〇・三フラン（三〇日分）、年齢と一定の被保険者期間を充足する者については、一日一〇六・三〇フラン、月額三一八九フラン（三〇日分）である。

(b) 所得算定

次に、受給者の所得算定については、RMI手当の補足的 성격に基づき、原則として、当該世帯の、全ての職業活動に伴う収入、財産・利子所得⁽¹²⁾ならびに、他の全ての金銭および現物の社会的保護給付（社会保険給付、家族給付、失業給付、他の社会扶助・最低所得保障給付）が受給者の収入として算定される⁽¹³⁾。

また、配偶者もしくは前配偶者間、または、親子間の扶養債権は、RMI手当の給付に優先する⁽¹⁴⁾。

しかしながら、第一に、医療の現物給付、要介護者の介護手当、自宅保育手当、初・中等教育の奨学金、死亡一時金、埋葬費用等、特定の出費補填のための社会的保護給付は、受給者の所得算定から除外される⁽¹⁵⁾。

また、第二に、後述の三種の個別住宅援助（aides personnelles au logement）については、デクレにより家族構成に応じて定められた一定額のみが所得として参入される⁽¹⁶⁾。

そして第三に、RMI手当受給後開始された職業活動に伴う収入については、受給者の労働意欲を促進するため、後述の雇用連帯契約（CES）による収入については、その七二%、他の職業活動に伴う収入については、五〇%のみを所得として算定する。換言すれば、雇用連帯契約（CES）についてはその二八%、その他の職業収入についてはその五〇%を最低所得基準に算して受け取ることが可能である。ただし、雇用連帯契約（CES）の締結者、および、一年以上職業安定所に失業者として登録していた者を除いては、この特例措置は、七五〇時間分の労働を限度とする⁽¹⁷⁾。

(1) L. n° 88-1088 du 1er déc. 1988, art.43-2 et s. mod. par L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.2. なお、若年者援助政策について
 の詳細は、Michel BORGETTO et Robert LAFORE, op.cit., p.283 et s., p.297 et s.; P.LIGNEAUD, Les fonds d'aide aux

jeunes, RDSS, 1995, p.650. 参照。

(2) 「扶養する子」とは「家族手当の対象となる子」または「受給者に継続的かつ真に扶養されている二五才未満の子もしくは他の者」(D. n° 88-1101 du 22 déc. 1988, art. 2.)。

(3) L. n° 88-1088 du 1er déc. 1988, art.1er, al.2.

(4) L. n° 88-1088 du 1er déc.1988, art.2, mod. par L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.4, JO 30 juill.1992; D. n° 88-1111 du 12 déc. 1988, art.2, JO du 13 déc 1988; Cir.DSS/DIRMI n° 93/05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.1, §2.2 et s., BO aff. soc. n° 93/19, 8 juill.1993.

(5) L. n° 88-1088 du 1er déc.1988, art.8, al.1. 適法な滞在要件については「詳細な」C. S. S., art. D. 115-1 à D. 115-4; Cir.DSS/DIRMI n° 95/47, 17 mai 1995. 参照。

(6) L. n° 88-1088 du 1er déc.1988, art.7.

(7) D. n° 88-1111 du 12 déc.1988, art.1.

(8) D. n° 88-1111 du 12 déc.1988, art.1 et 2, JO du 13 déc 1988; Cir.DSS/DIRMI n° 93/05 du 26 mars 1993.

(9) 前述のように「RMIを受給するためには」フランスに滞在することが要件であるから「RMI受給者は」当然フランスに居住していることになる。

(10) Lettre 10 oct. 1990.

(11) Cir. DSS/DIRMI n° 93/05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.1, §3.1.

(12) 資本については「その運用により得られる利子所得のみが所得に参入され、資本そのものが参入されるわけではない。また、自身のために利用されていない不動産については、その賃貸価値の五〇%、耕作されていない土地については、その価格の八

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

〇%運用されていない資本については、その3%が収入として算定される（D. n° 88-1111 du 12 déc.1988, art.7.）

(13) L. n° 88-1111 du 12 déc.1988, art.9 ; D. n° 88-1111 du 12 déc.1988, art.3.

(14) L. n° 88-1088 du 1er déc.1988, art.23, JO du 3 déc 1988 ; Cir. DSS/DIRMI n° 93/05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.2, §2. 3.3.1, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.1993.

(15) D. n° 88-1111 du 12 déc.1988, art.8, JO du 13 déc 1988 ; Cir. DSS/DIRMI n° 93/05 du 26 mars 1993.

(16) D. n° 88-1111 du 12 déc.1988, art.9.

(17) D. n° 88-1111 du 12 déc.1988, art.10, mod. par D. n° 92/736 du 30 juill.1992, art.5, JO du 31 juill. 1992 ; Cir. DSS/DIRMI n° 93/05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.2, §3.2.2.

(B) 社会的保護給付

RMIの目的は社会的に排除されている者の排除状態の解消と参入の実現であるが、前述のRMI手当による所得保障は、それだけでは受給者の真の社会の構成員としての参入実現にとつては不十分である。そこで、受給者に対しては、特に、その医療、住居の保障のため、これらに関する社会的保護給付への権利が付与されている。

(1) 出産・疾病保障

RMI手当の受給者およびその手当の算定基礎となる世帯構成員で、疾病保険の被保険者資格を有さず、または、疾病、出産

に対する義務的制度のいかなる現物給付に対する権利も持たない者は、RMI手当受給者の受給権発生後、個人保険(assurance personnelle)⁽¹⁾の加入者として、賃金労働者を主たる被保険者とする一般制度の加入者と同等の疾病、出産に対する現物給付を享受することができる。⁽²⁾なお、個人保険は、社会保障の義務的制度を享受することができない者の、疾病、出産リスクを保障するために創設された制度である。

同保険の保険料は、手当受給者が他に何らかの家族給付を受給している場合は家族手当金庫(Caisses d'allocations familiales)、そうでない場合は、県または国がこれを負担する。⁽³⁾また、医療の自己負担分は、県の医療扶助(aide médicale)⁽⁴⁾がこれを負担する。したがって、RMI手当の受給者およびその手当の算定基礎となる世帯構成員は、個別保険の加入者として、無料で疾病、出産に対する現物給付を享受することができる。

(2) 労災補償

RMI手当の受給者およびその手当の算定基礎となる世帯構成員は、賃金労働者、または、見習もしくは職業訓練従事者であれば、その資格に基づき、社会保障制度の労災補償の適用対象となる。

しかしながら、そうでない場合であっても、参入契約に基づく職業的参入のための活動中、または、その活動場所と自宅との往復路での事故については、「労働災害」としての補償が行われ、被害者は、治療のための現物給付(自己負担なし)⁽⁵⁾および障害が残った場合はその程度に応じて障害年金または一時金を受ける権利を有する。この場合、受給者の職業的参入のための活動への労災補償適用につき、労災保険加入および保険料支払という「使用者」責任を負担するのは、当該職業的参入のための活動を実施している公的または私的法人である。⁽⁶⁾

(3) 住宅保障

フランスにおいては、適正な住宅保障⁽⁷⁾のため、家族手当金庫により管理運営される所得制限のある無拠出性金銭給付として、現在三種類の個別住宅援助 (aides personnelles au logement) が存在する。すなわち、一般的な住宅費用補助としての性格を有し、一定の指定された住宅を対象として行われる個別住宅補助 (aide personnalisée au logement : 略称 APL)⁽⁸⁾、主として家族負担の大きい者に対する家族手当としての性格を有する家族住宅手当 (allocation de logement familiale : 略称 ALF)⁽⁹⁾ および、高齢者、長期失業者等困難な状況にある一定のカテゴリーの者を対象とする社会住宅手当 (allocation de logement sociale : 略称 ALS)⁽¹⁰⁾ である。

RMI 手当受給者は、個別住宅補助 (APL) または家族住宅手当 (ALF) を受給することができない場合、社会住宅手当 (ALS) を受給することができる。社会住宅手当は、一定の水準以上の住居につき、一定の最低基準と現実に支払われる家賃の差額を補助する手当であり、受給者の所得と家族構成に応じて補助を受けうる割合（最高九〇％）が決定される。

(1) L. n° 88-1111 du 12 déc. 1988, art. 45. なお、農業従事者を対象とする農業制度および農業以外の自営業者を対象とする独立制度の加入者であって、保険料不払いのために受給資格を失った者については、特別規定がある (L. n° 88-1111 du 12 déc. 1988, art. 46.)

(2) C.S.S., art. L. 741-1 et s., art. R. 741-1 et s., art. D. 741-1 et s., 742-1 et s.

(3) C.S.S., art. L. 741-1-1, art. R. 741-18, C.F.A.S., art. 190.

- (4) C.F.A.S., art.187-2.
- (5) C.S.S., art. D.412-8-6; Cir.DSS/DIRMI n° 93/05 du 26 mars 1993, chap.IV, sect.5, chap.II, sect.5,§2.
- (6) C.S.S., art. D.412-8-10; Cir.DSS/DIRMI n° 93/05 du 26 mars 1993, chap.II, sect.5,§2.
- (7) フランスにおける住宅保障政策について、たこぎ、Michel BORGETTO et Robert LAFORE, op.cit., p.344 et s.
- (8) C.const. et hav., art. L.351 et s.
- (9) C.S.S., art. L.542-1 et s.
- (10) C.S.S., art. L.831-2, R.831-13 et 831-13-1.

2 参入政策 (politiques d'insertion)

RMI 手当受給者およびその家族の参入のための諸政策は、社会的参入政策 (politiques d'insertion sociale) (A) と職業的参入政策 (politiques d'insertion professionnelle) (B) の二つに大別される。

(A) 社会的参入政策

社会的参入政策とは、個人がその職業的・家族的生活をより良く営むのを援助し、その環境に有用な全てのサービス・活動を含む。したがって、医療、健康、教育、住宅、水・電気・ガス供給、都市整備、任意的社会扶助等の社会福祉サービスが、社会的参入政策として利用されることになる。

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

これらのサービス提供主体も、国、地方公共団体、家族手当金庫、公的機関である住居および社会復帰センター（CHRS）、職業活動復帰センター（CAVA）、住宅連帯基金（FSL）、都市政策基金（FIV）等多様である。

これらの個別的または集団的サービスは、RMIの保護を受ける者の自立の獲得、維持、発展を目的として行われ、各個人に⁽¹⁾対し、その能力と必要性に最も応じた社会的参入方法を提示するものでなければならぬと考えられている。

(1) 詳細は、RMI et autres dispositifs d'insertion, op.cit., n° 191 et s.

(B) 職業的参入政策

フランスにおいては、労働市場への参入に特に困難な状況にある者の職業参加・雇用保障のために、「援助付契約（contrats aidés）」と総称される、一定の要件を満たす者を雇用した使用者に対し社会保険料の免除、賃金の一部公的負担等の特典を与えることによりこれらの者の雇用を促進する多様な形態の労働契約、見習または職業訓練を受ける者と受け入れる使用者に対する援助、参入企業による雇用、非営利社団による派遣、独立事業を営む者に対する援助等、多様な職業的参入政策が展開されている。⁽¹⁾

以下においては、これらの職業的参入政策のうち、RMI受給者を対象として含む主たるものとして、援助付契約（1）、職業訓練援助（2）、特別の形態の企業による雇用（3）、独立事業に対する援助（4）を順に検討する。

(1) 援助付契約（contrats aidés）

職業参加・雇用保障のために使用者に援助を行う援助付契約の中で、RMI手当受給者を対象として含む主要なものとしては、現在、「導入雇用契約 (contrat initiative-emploi : 略称CIE)」、「雇用連帯契約 (contrat emploi-solidarité : 略称CES)」、「雇用補強契約 (contrat emploi-consolidité : 略称CEC)」等がある。

これらの労働契約は、期間の定めなく締結できるものもあるが、一般的には、期間の定めのある、パートタイムの、いわゆる非典型労働契約 (contrat de travail atypique) であり、使用者の社会保険料免除、賃金の一部補助という援助の他、期間の定めのある労働契約、従業員数の算定に関する使用者の義務の軽減を伴う特別の契約である。

(a) 導入雇用契約 (CIE)

「導入雇用契約 (CIE)」は、一九九五年八月四日の法律第八八一号により、以前の「RMI手当受給者の雇用のための契約」および「雇用復帰契約 (contrat de retour à l'emploi : 略称CRI)」に代えて創設されたもので、RMI受給者およびその配偶者の他、障害者、五〇才以上の求職者、三年以上の失業者、遺族給付受給者、扶養家族を有する单身女性、外国で失業したフランス人等をその対象とする。

同契約は、RMI手当受給者およびその配偶者の場合、週労働時間一六時間以上の、期間の定めのない、または、一二か月以上二四か月未満の期間の定めのある書面による労働契約として、国、地方公共団体等以外の個人事業主を除く使用者との間で締結される。賃金等については、当該企業に適用される労働協約の適用を受ける。

使用者は、同契約を期間の定めのある労働契約として締結する場合であっても、特例として、契約締結の理由を限定されず、また、契約終了に際して、支払賃金総額六%の契約終了手当 (indemnité de fin de contrat) を支払う義務を免除される。また、

同契約にもとづいて雇用される労働者は、使用者の諸義務を決定する従業員数に算入されない。

さらに、使用者は、二四か月を限度として、第一に、法定最低賃金に対応する報酬部分につき使用者負担分の社会保険料を免除され、第二に、その労働時間に応じて月最高二〇〇フランの国からの賃金補助を受けることになる。⁽³⁾

この導入雇用契約（CIE）は、職業的参入の中心的手段として位置づけられ、一九九六年には三五万契約分の予算が計上されている。⁽⁴⁾

（b）雇用連帯契約（CES）

「雇用連帯契約（CES）」は、一九八九年二月一九日の法律第九〇五号⁽⁵⁾により創設されたもので、RMI受給者およびその配偶者の他、十八才から二五才の若年者、障害者、五〇才以上の求職者、三年以上の長期失業者をその対象とする。

同契約は、RMI受給者およびその配偶者の場合、週労働時間二〇時間以下の、三か月から一二か月（一年以上の失業者については最大（二四か月）の期間の定めのある労働契約として、法定最低賃金をその報酬額として、地方公共団体、公法人、非営利私的団体等との間で締結される。

より有利な約定のない限り、導入雇用契約（CIE）と同様、使用者は、契約締結の理由を限定されず、契約終了手当の支払を免除される。また、同契約にもとづいて雇用される労働者は、従業員数に算入されない。

使用者は、第一に、使用者負担分の社会保険料を免除され、第二に、賃金の六五％につき国からの補助を受ける。⁽⁶⁾

（c）雇用補強契約（CEC）

「雇用補強契約(CEC)」は、一九九二年七月二九日の法律第七二二号により前述の雇用連帯契約を補完するために創設され、以後いくつかの修正を受け現在に至っている。同契約は、雇用連帯契約(CEC)締結時、RMI受給者およびその配偶者であって一年以上失業していた者、障害者、五〇才以上で一年以上失業していた者、三年以上の長期失業者であった者を対象とし、これらの者の雇用連帯契約が終了したとき、新たに使用者と締結されるものである。

同契約は、RMI手当受給者およびその配偶者については、期間の定めのない、または、一二か月の期間の定めのある最高五年まで更新可能な、フルタイムまたはパートタイム労働契約として、地方公共団体、公法人、非営利私的団体等との間で締結される。同契約により、契約締結者は、さらなる職業的参入の機会を与えられることになる。

同契約についても、使用者は契約締結の理由を限定されず、契約終了手当の支払を免除される。また、同契約にもとづいて雇用される労働者は従業員数に算入されない。

使用者は、最高五年、法定最低賃金の一二〇%に対応する週三〇時間の報酬部分を限度として、第一に、使用者負担分の社会保険料を免除され、第二に、賃金の二〇%から六〇%につき国からの補助を受ける。⁽⁷⁾

(2) 職業訓練への援助

RMI手当受給者を対象者として含む職業訓練援助としては、一九九三年二月二〇日の五か年法⁽⁸⁾により、「参入および職業訓練活動(actions d'insertion et de formation: 略称AIE)」、「单身女性のための国家雇用基金による見習」、および、「職業再訓練見習」を整理統合して創設された、「参入・職業訓練見習(stages d'insertion et de formation à l'emploi: 略称SIFE)」⁽⁹⁾

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

がある。

「参入・職業訓練見習（SIFE）」は、二六才以上の長期失業者または職業的参入に困難な者、特に、RMI手当受給者で一年以上の失業者、五〇才以上の三年以上の失業者、单身女性を対象とする「集团的参入・職業訓練見習（SIFE collectif）」と、二六才以上で、職業経験を有する三か月以上の失業者を対象とする「個別的参入・職業訓練見習（SIFE individuel）」の二つに大別される。

いずれも、同制度に基づく職業訓練は、国と職業訓練機関との協定に基づいて実施され、その時間は四〇時間から一二〇時間であり、当該職業訓練を受ける者は、国から定額の報酬を受け取るか（二時間二、七五フラン）、場合により失業保障制度から職業再訓練手当を受け取る。

（3）特別の形態の企業による雇用

特別の形態の企業による雇用としては、参入企業（*entreprises d'insertion*：略称EI）による雇用、および、非営利派遣社団（*associations intermédiaires*：略称AI）による派遣がある。

（a）参入企業による雇用

参入企業（EI）⁽¹⁰⁾とは、専ら、RMI受給者をはじめ労働市場への参入が困難であると法定された者を対象として、最長二四か月の期間の見習契約または労働契約を締結し、その職業上の適応を促進するために生産活動またはサービス提供活動を行う企

業である。同企業は、同企業で労働または見習活動を行う者に関して、国と協定を締結し、その支払う報酬の一部につき補助を受ける。

この参入企業による雇用制度は、特に、労働市場参入の困難な者の企業内における職業訓練、職業適応を目的として、一九九一年一月三十一日の法律第一四〇五号により創設されたものである。⁽¹¹⁾

当該企業は、前述の補助金の他、社会保険、家族手当、および、労災保険の使用者負担保険料五〇％を免除される。⁽¹²⁾

(b) 非営利派遣社団による派遣

非営利派遣社団(AI)⁽¹³⁾は、その設立に当たり一定の要件のもとに国の承認を受け、そのうち、一定のコントロールを受けながら、RMI受給者をはじめ、法定された労働市場への参入に困難な状態にある者を対象とし、その相談を受け、個別的参入プログラムの作成を援助するとともに、その者と期間の定めのある労働契約を、派遣先と労働者派遣契約を締結し、個人、企業、共同組合または公的施設に派遣する。特に家事援助サービスに従事させるような場合は、期間の定めのないパートタイム労働契約を締結することもありうる。⁽¹⁴⁾

当該非営利派遣社団は、労働者一人あたり一年につき七五〇時間以下の賃金部分については、労災保険の保険料を除き使用者負担分の保険料を免除される。⁽¹⁵⁾

(4) 独立事業への援助

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

RMI受給者またはその配偶者は、独立事業を行う場合、三三〇〇フランの補助金等の援助を受けることができ、また、一
 二か月間、その職業活動に基づき被保険者として加入する社会保障の法定制度の保険料支払を免除される⁽¹⁶⁾。

- (1) フランスにおける、特定のカテゴリの者を対象とする雇用保障政策について、ただし、RMI et autres dispositifs d'insertion, op.cit., n° 191 et s.; Michel BORGETTO et Robert LAFORE, op.cit., p.278 et s. 参照。
- (2) L. n° 95-881 du 4 août 1995, JO du 5 août 1995.
- (3) C.trav., art.L.322-4-2 à L.322-4-6; D. n° 95-925 du 19 août 1995, JO du 20 août 1995; Circ. CDE n° 95/36 du 6 nov.1995.
- (4) Cir. DE/DFP n° 96-03, 1er fév.1996, BO trav. n° 96/6, 5 avr.1996.
- (5) L. n° 89-905 du 19 déc 1989, JO du 20 déc. 1989.
- (6) C.trav., art.L.322-4-7 à L.322-4-15.
- (7) C.trav., art.L.322-4-8-1; D. n° 92-1076 du 2 oct. 1992, JO du 6 oct. 1992; D. n° 94-265 du 5 avr.1994, JO du 6 avr. 1994.
- (8) L. n° 93-1313 du 20 déc 1993, JO du 21 déc 1993.
- (9) C.trav., art.L.322-4-1.
- (10) 同前註の3つの註釋が、RMI et autres dispositifs d'insertion, op.cit., n° 286 et s.
- (11) C.trav., art.L.322-4-16.
- (12) C.S.S. art.L.241-12.
- (13) 同前註の3つの註釋が、RMI et autres dispositifs d'insertion, op.cit., n° 223 et s.
- (14) C.trav., art.L.128 et s. mod. par. L. n° 95-116 du 4 fév.1995, art.95, JO du 5 fév. 1995.

(15) C.S.S., art.L.241-11, art.D.241-6.

(16) Citrav., art.L.351-24 et s. mod. par. L. n° 95-885, 4 août 1995, art.29, JO du 6 août 1995, Citrav., art.R.351-41 à R.351-47, mod. par.D. n° 96-301, 9 avr. 1996, JO du 11 avr. 1996.; C.S.S., L.166-1-1, mod. par. L. n° 95-116, 4 fév.1995, JO du 5 fév. 1995

二 給付・参入システム

それでは、前項（一）において検討した所得・生活保障のための手当の給付は、どのように行われるのであろうか。また、社会的・職業的参入は、そのために用意されている諸政策をどのように利用して実現されるのであろうか。

以下においては、まず初めに、R M I実施のための機関と財源（一）を検討した後、所得・生活保障、および、社会的・職業的参入の具体化の過程（二）を考察することにした。

1 機関と財源

（A）機関

R M Iの実施に関わる機関として、管理運営機関（一）およびその紛争処理機関（二）が存在する。

（一）管理運営

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

RMIは、最低所得保障・生活保障とともに、「排除」されている人々の社会的・職業的参入の実現を目的とするものであるから、RMI手当の給付、社会的保護制度との連携、社会福祉、教育、住宅、雇用政策等を有機的に結合させる、協同的・横断的な制度を必要とする。

そのため、RMI実施にあたっては、従来から存在していた機関が連携・協同するとともに、新たな特別の機関が創設され、RMI受給者およびその家族の所得・生活保障、ならびに、社会的・職業的参入の促進が行われている。

(a) 従来から存在していた機関の連携・協同

従来から存在していた機関は、RMIの実施において以下のような役割を果たしている。

(1) 申請受理機関

RMI手当の受給申請受理機関としては、申請者がアクセスしやすいようにとの配慮から、従来から存在していた複数の機関が指定されている。すなわち、県社会福祉サービスセンター (centres de services sociaux départementaux)、市町村社会福祉センター (centres communaux d'action sociale)、または、知事 (préfet) の承認を受けた非営利団体⁽¹⁾がある。

(2) 支払機関

RMI 手当の支払機関は、社会保障 (sécurité sociale) の金庫であり、受給者またはその配偶者が農業経営者、農業労働者、または、自営職人である場合は農業社会共済金庫 (Caisses de mutualité sociale agricole : 略称 MSA)、それ以外は家族手当金庫 (Caisses d'allocations familiales : 略称 CAF) ⁽²⁾ である。

(3) 決定機関

特に、RMI 手当の支出を負担するのは国であることから、RMI 手当の支給に関わる決定を行うのは、国の県レベルでの代表機関である知事である。⁽³⁾

(b) 新たな機関の設置

RMI 実施のために新たに創設された機関として、国レベルでの RMI 実施の統括機関である「参入最低所得担当部 (Délegation interministerielle au revenu minimum d'insertion : 略称 DIRM)」⁽¹⁾、県レベルでの社会的・職業的参入の中心機関である「県参入委員会 (conseil départemental d'insertion : 略称 CDI)」および、地域レベルでの社会的・職業的参入の中心機関である「地域参入委員会 (commission locale d'insertion : 略称 CLI)」がある。

(1) 参入最低所得担当部 (DIRM)

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

参入最低所得担当部（DIRMI）は、国レベルで、RMIに関する法律の実施を担当する部門として、一九八八年二月七日のデクレ第一一〇六号により創設された、複数の省にまたがる機関である。

同機関は、RMIに関連する各省の活動を調整し、RMI手当の付与と支払が有効に行われているかを監督し、県の参入政策に協力する。また、同機関は、RMIの実施および社会的保護全体とRMIの政策の調整についての情報収集、研究を行い、その改善措置を提案する。⁽⁴⁾

なお、その諮問機関として「貧困と社会的排除対策委員会（Conseil national des politiques de lutte contre la pauvreté et l'exclusion sociale）」が創設されている。

(2) 県参入委員会（CDI）

県レベルで創設された県参入委員会（CDI）は、知事と県議会の長が共同で主宰し、両者共同で任命された地域圏（region）、県、市町村、社会・経済・職業教育の分野で関与する施設や企業、および、後述の地域参入委員会の代表者によって構成される機関である。

同委員会の主たる任務は、「県参入プログラム（programme départemental d'insertion：略称PDI）」と呼ばれる県レベルでの参入政策の作成である。この県参入プログラム（PDI）は、当該県の各地域で、後述の地域参入委員会により作成される地域参入プログラムに基づき、RMIの保護を受ける者の社会、教育、雇用、住居、健康、交通機関、文化、家族生活の領域における参入を援助するために必要な措置、すでになされている参入活動の評価とさらに実施すべき活動、参入活動に従事する社会

福祉労働者、ボランティアの教育、多様な参入活動の調整等をその内容として含む。⁽⁵⁾

その他、県参入委員会は、RMI受給者の参入のために必要な措置を国および県の機関に報告し、実施されている参入政策を評価し、地域参入委員会の作成する地域参入プログラムの履行についての提言等を行う。⁽⁶⁾

(3) 地域参入委員会 (CL I)

県の中で、さらに複数創設される地域参入委員会 (CL I) は、県知事と県議会の長の両者共同により、その数、管轄地域、メンバーの数が決定される。⁽⁷⁾ 同委員会は、三者構成、すなわち、県知事と県議会の長の両者共同で任命された、国および県の代表、市町村の代表、ならびに、参入の領域に関与する経済・社会・教育部門の機関および非営利社団の代表者により構成されている。同委員会の長は、県知事と県議会の長の両者共同により、経済・社会・教育部門の機関および非営利社団の代表者から任命される。⁽⁸⁾

同委員会の主たる任務は、第一に、その地域の社会的・職業的参入のために必要な措置の分析、現在の措置の調査、県参入委員会が県参入プログラムを作成するにあたっての提言を行うこと、第二に、RMI享受者の参入に必要な措置を保障する地域参入プログラム (programme local d'insertion : 略称PLI) の作成と同プログラムの県参入委員会への送付、そして第三に、RMI享受者と指導・援助担当者との間で作成された参入契約を承認することである。⁽⁹⁾

(2) 紛争処理

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

RMIに関する紛争処理の方法としては、管理運営機関内での審査と司法審査がある。

(a) 管理運営機関内での審査

RMI手当の過払または根拠のない支払として、支払機関より返還請求を受けた受給者は、その債務についての審査を請求することができる。

審査の担当機関は、知事であるが、知事は、受給者が債権を有するRMI手当との相殺が予定されている場合で、その額が単身者の最低所得基準額の三倍を超えない限りにおいて、その審査権限を支払機関である家族手当金庫または農業社会共済金庫の管理運営委員会 (conseil d'administration) に委任することができる。当該委員会は、さらに、その権限を異議申し立て委員会 (commission de recours gracieux) または金庫の長 (directeur de la caisse) に再委任することができる。

審査の決定は、知事により行われる場合は、当該関係者と支払機関に通知され、委任に基づき支払機関により行われる場合は、当該関係者と知事に通知され、知事の再審査の対象となる。⁽¹⁰⁾

(b) 司法審査

RMI手当に関する全ての決定、すなわち、支給の開始、支給延長もしくは更新、手当の額、支給停止、または、支給の終了等については、他の社会扶助に関する争訟と同様、行政特別裁判所の一つである、社会扶助委員会 (Commission départementale d'aide sociale) が第一審としてこれを管轄する。第二審は、社会扶助中央委員会 (Comission centrale d'aide sociale) であり、

上告審はコンセイユ・デタ (Conseil d'Etat) である⁽¹¹⁾。

社会扶助委員会は、県庁所在地の大審裁判所の裁判長またはその指名する裁判官を裁判長とし、他の六人の裁判官から構成される⁽¹²⁾が、RMIに関する訴訟については、前述の県参入委員会のメンバーから、地方議員一人を含む、知事と県議会議長から指名された二人のメンバーが裁判官として補充される⁽¹³⁾。

- (1) L. n° 88-1088, 1^{er} déc 1988, art.12, JO 3 déc. 1988.
- (2) L. n° 88-1088, 1^{er} déc 1988, art.19, JO 3 déc. 1988.
- (3) L. n° 88-1088, 1^{er} déc 1988, art.13, JO 3 déc. 1988.
- (4) D. n° 88-1006, 7^{er} déc 1988, art.2 et 7, JO 8 déc. 1988.
- (5) L. n° 88-1088, 1^{er} déc 1988 art.36. mod. par. L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1^{er}, JO 30 juill. 1992.
- (6) L. n° 88-1088, 1^{er} déc 1988 art.35, al.8. mod. par. L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1^{er}, JO 30 juill. 1992 ; Circ.DIRMI n° 93-04, 27 mars 1993, §.1.5.
- (7) D. n° 89-39, 26 janv.1989, art.1^{er}, mod. par. D. n° 93-690, 27 mars 1993, art.1^{er}, JO. 28 mars 1993.
- (8) L. n° 88-1088, 1^{er} déc 1988 art.42-2, ajouté. par. L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1^{er}, JO 30 juill. 1992.; D. n° 89-39, 26 janv. 1989 mod. par. D. n° 93-690, 27 mars 1993.
- (9) L. n° 88-1088, 1^{er} déc 1988 art.42-1, ajouté. par. L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1^{er}, JO 30 juill. ; D. n° 89-39, 26 janv.1989, art.13, mod. par. D. n° 93-690, 27 mars 1993, art.8, JO. 28 mars 1993.
- (10) D. n° 88-1011, 12 déc 1988 art.36, JO 13 déc. 1988. ; Circ.DSS/DIRMI n° 93-05, 26 mars 1993, chap.I sect.3, §.3.7, BO aff.

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

soc. n° 93/19, 8 juill.

(11) 社会扶助に関わる争訟について、*たふさず*、M.BORGETTO et R.LAFORDE, op.cit., p.130 et s.

(12) C.F.A.S. art.128 et 130.

(13) L. n° 88-1088 du 1er déc 1988, art.27, JO 3 déc. 1988. 詳細は、RMI et autre dispositifs d'insertion, Dictionnaire Permanent Action Sociale, op.cit., n° 146 et s.

(B) 財源

RMIに関わる支出は、RMI手当、RMI手当享受者に対する社会的保護給付、RMI手当享受者の社会的・職業的参入政策、のいずれかによりその財源を異にする。

(1) RMI手当

RMI手当は、全額国の負担により支払われる。この財源創出のため、富裕税 (impôt solidarité sur la fortune: 略称ISF) が創設されたが、現在RMI手当の支出は同税による収入を上回っている。

(2) 社会的保護給付

RMI手当受給者およびその家族は、前述のように、第一に、個人保険による疾病、出産に対する現物給付、第二に、労災補償による、参入契約に基づく職業的参入のための活動中またはその活動場所と自宅との往復路での事故についての治療のための現物給付、および、障害年金または一時金、第三に、社会住宅手当を享受することができる。

個人保険については、同保険の保険料は、手当受給者が他に何らかの家族給付を受給している場合は家族手当金庫、そうでない場合は、受給者の居住している県がこれを負担し、一定の住所を持たない者については国がこれを負担する。⁽¹⁾ また、医療の自己負担分は、県の医療扶助がこれを負担する。⁽²⁾

労災補償については、同保険の保険料は、RMI手当の受給者およびその手当の算定基礎となる世帯構成員が、賃金労働者、または、見習もしくは職業訓練従事者であれば、その使用者、そうでない場合で、参入契約に基づく職業的参入のための活動中については、当該職業的参入のための活動を実施している公的または私的法人がこれを負担する。⁽³⁾

また、社会住宅手当については、家族手当金庫、具体的には、住宅手当のために特に設けられた全国住宅援助基金 (Fonds nationale d'aide au logement) がこれを負担する。⁽⁴⁾

(3) 参入政策

RMI受給者の社会的・職業的参入のための政策実施に必要な費用については、国および地方公共団体がこれを負担する。特に県については、前年度、当該県のRMI手当受給者に対して支払われたRMI手当総額の少なくとも二〇%相当額を、参入政策の財源として提供することが義務づけられている。⁽⁵⁾

県が負担すべき財源の中に含むことができるのは、参入政策の当該年度の県参入プログラム (PDI) に規定された活動の実フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

施、ならびに、県参入委員会（C D I）、地域参入委員会（C L I）、および、県参入プログラムの活動実施に関わる機関の管理運営費用のみであり、既存の社会福祉活動の強化・拡充、R M I受給者の個人保険の保険料負担、住居連帯基金（Fonds solidarité logement : 略称F S L）への義務的支出、若年者援助基金への法定支出は、別枠でこれを負担しなければならない。⁽⁹⁾

(1) C.S.S., art.L.741-1, art.R.741-18; C.F.A.S., art.190.

(2) C.F.A.S., art.187-2.

(3) C.S.S., art.L.412-8-10; Circ. DSS/DIRMI n° 93/05 du 26 mars 1993, chap.II, sect.5, § 2, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill. 1993.

(4) C.S.S., art. L.834-1 et s.

(5) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.38, mod. par. L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1er, JO 30 juill.1992.

(6) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.38, mod. par. L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1er, JO 30 juill.1992; Circ. DIRMI n° 91-02, 26 fév. 1991; Circ. DIRMI n° 91-06, 13 juin 1991; Circ. DIRMI n° 92-01, 30 janv 1992; Circ. DIRMI n° 93-04, 27 mars 1993.

2 給付・参入の実現

R M I手当の給付による所得・生活保障（A）、および社会的・職業的参入（B）は、以下のような過程をへて具体化されることになる。

(A) RMI手当の給付

RMI手当は、受給者の生存のための経済的保障を行うものであるから、その給付手続および支払においては、柔軟な対応と受給者の権利保護が考慮されることになる。

(1) 申請

RMI手当の受給申請者は、その住所を管轄している県社会福祉サービスセンター、市町村社会福祉センター、または、知事の承認を受けた非営利団体のいずれかを、申請手続を行う機関として選択することができる。⁽¹⁾ 特定の住所を持たない者は、知事の承認を受けた非営利団体のいずれかをその住所として選択する。

これらの申請手続機関は、申請者に対する行政的・社会的指導、援助を行う。すなわち、申請者の他の諸権利の実現（他の法定社会保障給付、扶養債権等）の援助、RMI申請書作成の援助、参入契約の締結と履行についての援助、等である。これらの機関は、申請者がRMI受給要件を充足しているか否かについて説明することはできるが、その申請の受理及び関係機関への送付を拒否することはできない。⁽²⁾

申請者は、上記の申請機関で書類を受取り、RMI申請書、緊急の場合はRMI手当の先払申請書、いずれの社会保障金庫からも医療給付を受給する権利を持たない場合は個人保険加入申請書、申請者およびRMI手当額算定の際考慮される者の無料医療扶助申請書、場合により社会住居手当申請書、身分証明書等を提出する。⁽³⁾

申請者は、RMI申請書において、住所、家族状況、住宅状況、社会保障医療保険の有無、職業、年金等他の社会保障給付受
フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

給の有無、過去三か月間の所得等を記入するとともに、三か月以内に地域参入委員会と参入契約を締結することを誓約する。⁽⁴⁾

当該申請書類は、直ちに、後述の参入契約の当事者である申請者の居住する地域参入委員会、市町村社会福祉センター（それ以外の機関で申請が行われた場合）、および、支払機関である家族手当金庫または農業社会共済金庫に送付される。⁽⁵⁾

家族手当金庫または農業社会共済金庫は、手当支給に関して提案する前に、申請者の申告内容を確認する。そのために、当該金庫は、国、地方公共団体、他の社会的保護制度の管理運営機関に必要な情報を求めることができる。他方、当該金庫は、申請者に迅速にRMI手当が支給されるように、RMI手当支給決定の前であっても、申請手続機関から送付された書類に基づき、申請者への給付額の計算を行う。⁽⁶⁾

（2）決定

最初の申請の際、支給と給付額の決定を行うのは、国の県レベルでの代表である知事（chief）である。⁽⁷⁾しかしながら、支給開始決定に一定の判断が必要とされる場合、すなわち、収入算定の調整、扶養債権行使の免除、賃金労働者以外の者の収入算定、世帯のカップルについて受給権者の決定等が必要とされる場合を除き、知事は、協定により、その決定権限を支払機関である家族手当金庫または農業社会共済金庫に委任することができる。⁽⁸⁾

家族手当金庫または農業社会共済金庫が、RMI手当支給の可否を決定する場合、その決定は、申請者、申請手続機関、市町村社会福祉センター、知事に通知され、支給決定である場合は直ちに給付が行われる。不支給決定の場合、当該金庫はその理由についても知事に通知する。この場合、知事は、当該金庫に再審査を請求することができる。⁽⁹⁾

知事が支給の可否を決定する場合、知事が実質的判断を行う一定の場合は、支払機関である家族手当金庫または農業社会共済

金庫は、関連書類を知事に送付する。実質的判断を行わない場合は、当該金庫は、決定に関する提案を要約したリストを知事に送付し、知事は、そのリストに同意を与える。しかしながら、知事は、当該金庫に再審査を要求する権利を有する。知事の決定は、当該金庫に通知され、当該金庫は、知事の名で、その決定を申請者、申請手続機関、市町村社会福祉センター、そして場合により、疾病保険初級金庫 (caisses primaires d'assurance maladie) に通知する。⁽¹⁰⁾

RMI手当の支給期間は三か月である。受給者は、前述のように支給開始三か月以内に、地域参入委員会と参入契約を締結しなければならない。

(3) 支払

RMI手当の支払機関は、前述のように、受給者またはその配偶者が、農業経営者、農業労働者、または、自営職人である場合は農業社会共済金庫であり、それ以外は家族手当金庫である。

(a) 通常の手続

支払機関は、知事のRMI手当支給に関する決定、または、知事の委任により自身で決定した場合はその決定を、申請者、申請手続機関、地域参入委員会、および、初級疾病金庫に通知する。他方、支払機関は、収入算定の調整、扶養債権行使の免除、および、賃金労働者以外の者の収入算定に関する知事の決定を考慮し、RMI手当の最終的算定を行う。

RMI手当は、できるだけ迅速に、申請のあった月の初日に遡って、毎月月末に支給される。手当額が月四〇フラン以下であるフランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

る場合は、手当は支給されないが、RMIに関する諸権利は保持される。

支払機関は、RMI受給者のリストを、知事、県議会の長、地域参入委員会委員長、市町村社会福祉センターの長、および、申請手続機関に送付する。⁽¹¹⁾

(b) 緊急手続

緊急の場合の特別の支払手続として、仮払 (avances)、および、前払 (acomptes) の制度が存在する。

第一に、仮払は、知事によるRMI手当の支給開始決定以前に行われる例外的手続である。仮払請求は、緊急の場合かつ受給権の存在が高度に推定される場合、いつでも、全ての申請者が行うことができ、申請手続に異常に時間がかかっている場合等に認められる。仮払は、知事の同意または知事の委任に基づき、支払機関により即時に行われる。⁽¹²⁾

第二に、前払は、仮払とは異なり、知事によるRMI手当の支給開始決定以後に行われる、給付の一つの支払形態である。手当の清算と支払にかかる期間と申請者の状況を考慮し、支払手続機関は、手当の前払を提案することができる。前払は、知事または知事の委任を受けた支払機関により、決定され、この決定を受けて支払機関は、手当の前払を行う。⁽¹³⁾

(c) 手当額の修正

RMI手当の額は、定期的、個別的、または、受給者の特別の状況により修正される。

まず第一に、定期的修正として、三か月毎に、直前の三か月の受給者の収入の変化に応じて、RMI手当の額が決定される。

このため、支払機関は、三か月の月に、受給者に所得申告書を送付する。受給者が手当の再計算に必要な期間内にこの申告書を提出しなかった場合、知事または知事の委任を受けた支払機関は、最終月に支払われた手当の五〇％を仮払として支払う。仮払された月の月末までに受給者が回答しない場合、手当の支払は中断され、仮払は不当利得として受給者にその旨通知される。二回連続して所得申告書が提出されない場合、その不当利得について知事に通知される。

RMI受給権の消滅が宣告される前に所得申告書が提出された場合は、手当額の再計算が行われ、追加支給が行われるか過払の宣告が行われる。⁽¹⁴⁾

第二に、個別的修正として、三か月の期間中であっても、手当額の算定において考慮される状況の変化、すなわち、家族状況の変化、他の収入の喪失等が生じたときは、手当額の修正または支給停止が行われる。この効果は、変化が生じた月の初日から発生する。⁽¹⁵⁾

また、受給者の職業活動再開により、所得要件を充足しなくなった場合は、その翌月から手当の支給は停止される。⁽¹⁶⁾

第三に、RMI受給者が、疾病保険または医療扶助の負担により入院または社会福祉施設等に入所した場合は、当該受給者が単身者であるときは、その入院または入所期間中、RMI手当額は、五〇％に減額される。ただし、その受給者に、手当額算定に考慮される扶養家族がいる場合は、減額は行われない。⁽¹⁷⁾

(d) 差押、譲渡の禁止

RMI手当は、差押および譲渡の対象とすることはできない。また、同手当は非課税である。⁽¹⁸⁾

(e) 求償 (recupération)

フランスにおいては、社会扶助が義務を有しないにも関わらずその緊急的性格により費用を仮払する場合の求償 (recupération) 制度（認定時に定められる求償）のみならず、補足性の原則が充足され、社会扶助がそれ自体の義務に基づき手当を給付する場合であっても、社会扶助給付認定時に考慮できなかった新たな要素に基づき、当該給付についてなされる求償（事後 (a posteriori) に決定される求償）制度が存在する⁽¹⁹⁾。具体的には、家族社会扶助法典第一四六条は、①財産状態が改善された被扶助者、②被扶助者が死亡した場合の相続財産、等に対する求償制度を定めている。

RMI 手当も、社会扶助給付であるので、同手当として支給された額については、受給者の死亡の際の相続財産および受給者が譲渡された積極財産については、求償が行われる。ただし、求償が行われるのは、それらの相続財産または譲渡された積極財産のうち、二五万フランを超える部分に限定される⁽²⁰⁾。

(4) 受給権の延長、更新、停止、消滅

(a) 受給期間の延長

RMI 手当の支給期間は三か月であるが、以下の場合、受給期間の延長は可能である。

すなわち、まず第一に、受給者と地域参入委員会が当該期間内に参入契約を締結した場合、知事または支払機関は、三か月から一二か月の期間内で、参入契約が締結された月の初日から参入契約の期間が満了する月の最終日まで、手当支給期間の延長を

行う。支払機関は、延長の決定を受給者に通知し、支給を継続する。所得要件を充足しなくなった場合、手当の支給は停止されるが、参入契約の期間中は、当該人は、RMIおよびそれに付随する諸権利を保持する。

第二に、当該期間内に参入契約が締結されなかった場合、締結されなかった原因が地域参入委員会にあるときは、受給権は自動的に延長され、支払機関は支給を継続する。

しかしながら、参入契約が締結されなかった原因が受給者にあり、正当な理由がない場合は、知事は、地域参入委員会の意見を聴取し、受給者から事情を聴取した後、手当の支払を停止する。ただし、支払機関は、知事の決定に基づき、参入契約締結日または地域参入委員会の意見提出日から支給を再開する。⁽²¹⁾

(b) 受給権の更新

RMI手当受給権は、展開中の参入契約実施状況についての地域参入委員会の意見に基づき、または、新たな参入契約の締結の後、知事または支払機関の決定により三か月から一二か月の期間内で更新されうる。⁽²²⁾

(c) 受給権の停止

知事は、第一に、RMI享受者が正当な理由なく参入契約の締結または更新を拒否した場合、第二に、正当な理由のない、享受者の責に帰すべき事由により地域参入委員会が契約実施状況について知事に意見をのべることができなかった場合、第三に、享受者が契約を遵守しなかった場合、地域参入委員会への諮問と受給者の意見聴取の後、手当支給の停止措置をとることがで

(23) する。

後述のように、参入契約は、RMI手当受給者と手当額算定に考慮される者を一方当事者とする。したがって、これらの者のうち一人でも契約を遵守しない者がいれば、RMI手当の支給は停止されうることになる。

しかしながら、知事は、手当の支給停止が有用でない、または、当該世帯に重大な影響を与えると考える場合は、停止措置をとらないことができる。また、当該停止期間中、当該世帯の一部の者が、新たな参入契約を締結することが可能で義務を履行するであろうと考える場合は、その者にRMI受給権を付与することもできる。(24)

支給の停止措置は、地域参入委員会の意見に基づき、または、新たな参入契約の締結の後、知事の決定により解除される。(25)

(d) 受給権の消滅

RMI手当受給権は、以下のような場合に消滅する。

まず第一に、参入契約の有無に関わらず、受給者が、フランスにおける居住、滞在要件等行政上の要件を充足しなくなった場合、要件を充足しなくなった月の初日から、受給権は消滅する。

第二に、受給者の責に帰すべき事由により参入契約が存在しない場合、または、参入契約が遵守されない場合、継続する四か月間の支給停止期間の翌月の初日から、知事または委任を受けた支払機関の決定により、受給権は消滅する。

第三に、受給者の責に帰すべきでない事由により参入契約が存在しない場合、受給者が所得要件を充足している限り、受給権は存続するが、所得要件等により継続する四か月間手当の支払が行われない場合は、受給権はその翌月の初日から消滅する。

しかしながら、参入契約が存在している場合、たとえば、所得が上限を越えている、または、四半期毎の所得の申告がないため

に手当が支給されていなくても、契約の期間中は、R M Iへの権利は消滅しない。

単に手当の支払がない状態ではなく、受給権が消滅した場合、R M I受給権に付随する諸権利、すなわち、住宅手当受給権、個人保険による疾病・出産に対する給付と医療扶助、県参入プログラムの枠内で行われる社会的・職業的参入活動への権利等も同じく消滅することになる。⁽²⁶⁾

(5) 適正な給付の確保

R M I制度の適切な運営は、知事によって管理される。知事は、特に、制度の調整、情報伝達の確認、制度に関わる機関の連携、管理運営サービスの質の確保等に配慮する。

他方、R M I手当の適正な給付を確保するため、受給者に関する調査、不当利得の回収、不正受給者に対する制裁、等が規定されている。

(a) 受給者に関する調査

支払機関は、R M I受給者の申告を確認、調査するため、R M I手当を最初に支給するとき、三ヶ月毎の所得申告のとき、または、それ以外の場合においても、必要な情報を、行政機関、地方公共団体、社会保障・補足年金・失業保障機関、その他職業的参入政策に関与する公的・私的機関に請求することができる。⁽²⁷⁾

(b) 不当利得の回収

支払機関は、不当利得を発見した場合、その額を算定し、知事がそれを発見した場合、知事は、理由を付してそれを支払機関に通知する。⁽²⁸⁾

支払機関は、ただちに、受給者に不当利得であることを通知する。同機関は、受給者に対して、前述の、争訟、審査の可能性等も併せて通知する。⁽²⁹⁾

五〇〇フランに満たない不当利得については、返還請求の対象とならない。五〇〇フランを超える場合、受給者が債権を有するRMI手当が存在しているときは、不当利得は同手当と相殺される。⁽³⁰⁾

(c) 不正受給と制裁

RMI手当を不正に受給した者またはしようとした者は、刑法典第四〇五条に規定する制裁を受ける。また、RMI手当を第三者に受給させるために営利目的で介在した全ての者は、社会保障法典L.五五四—二条に規定する制裁を受ける。⁽³¹⁾

(1) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.12, mod. par. L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.5-II, JO du 30 juill.

(2) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.12, 21 et 22 JO du 3 déc 1988, ; Circ.DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect. 3, §.1.2.2, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.

(3) Arr.du 5 août 1993, JO du 30 sept. 1993, ; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap. I,sect.3, §.1.1.3, BO aff.soc.

n° 93/19 du 8 juill.

- (4) RMI申請書の他国渡世権の権利について RMI et autres dispositifs d'insertion, op.cit., Annexe I et II 参照。
- (c) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.19, JO du 3 déc 1988 ; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.1.2. 2, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (e) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.12, mod. par. L. n° 92-7222 du 29 juill. 1992, art.5-II, JO du 30 juill. 1992 ; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.1.5, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (f) フランスに於いて、県レベルでの行政権は、国により任命される国の機関である知事 (préfet) と県議会 (conseil général) の長 (président) が分有しており、事項ごとのその権限が配分されている。
- (g) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.20-I, ajouté par. L. n° 92-7222 du 29 juill. 1992, art.5-IX, JO du 30 juill. 1992.
- (h) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.20-I, ajouté par. L. n° 92-7222 du 29 juill. 1992, art.5-IX, JO du 30 juill. 1992 ; D. n° 88-1111 du 12 déc 1988, art.36-I, ajouté par D. n° 93-508 du 26 mars 1993, art.8, JO du 27 mars 1993.
- (i) Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.1.6.2, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (j) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.6,19,20,21 et 25, mod. par. L. n° 92-7222 du 29 juill. 1992, art.5-X, JO du 30 juill. 1992 ; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.1 et s., BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (k) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.24, JO du 3 déc. 1988 ; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.3.1. 1, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill. 1993.
- (l) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.24, JO du 3 déc. 1988 ; D. n° 88-1111, 12 déc. 1988, art.25, JO du 13 déc. 1988 ; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I,sect.3, §.3.1.2, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.

- (14) D. n° 88-1111, 12 déc 1988 art.28, mod. par D. n° 93-508, 26 mars.1993, art.6, JO 27 mars 1993 ; Circ.DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I,sect.3, §.3.4.2, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (15) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.17, mod. par L. n° 92-722 du 29 juill.1992, art.5-VIII, JO du 30 juill. 1992 ; D. n° 88-1111, 12 déc.1988, art.26 et 28, JO du 13 déc.1988 ; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.3.4.2, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (16) D. n° 88-1111, 12 déc .1988, art.10 et 11, mod. par D. n° 92-736 du 30 juill.1992, art.5, JO du 31 juill.1992 ; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.3.4.2.2, BO aff.soc.n° 93/19 du 8 juill.
- (17) D. n° 88-1111, 12 déc .1988, art.29 et 31, JO du 13 déc .1988 ; Circ.DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.2, §.4.1, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (18) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.31, JO du 3 déc. 1988.
- (19) 事務終止決定を不服し提訴したる者に対する行政手続法第13条の2第1項の適用に關する省令。Elic ALFANDARI, Action et aide sociales 4ème éd., Dalloz, 1989, p.336 et s. 參照。
- (20) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.30, JO du 3 déc. 1988.
- (21) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.13, mod. par L. n° 92-722 du 29 juill. 1992, art.5-I et 5-III, JO du 30 juill. 1992 ; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.2.1.1, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (22) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.14, mod. par L. n° 92-722 du 29 juill 1992, art.5-V, JO du 30 juill. 1992.
- (23) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.13,14 et 16, mod. par L. n° 92-722 du 29 juill. 1992, art.5-III, 5-IV et 5-V, JO du 30 juill. 1992.

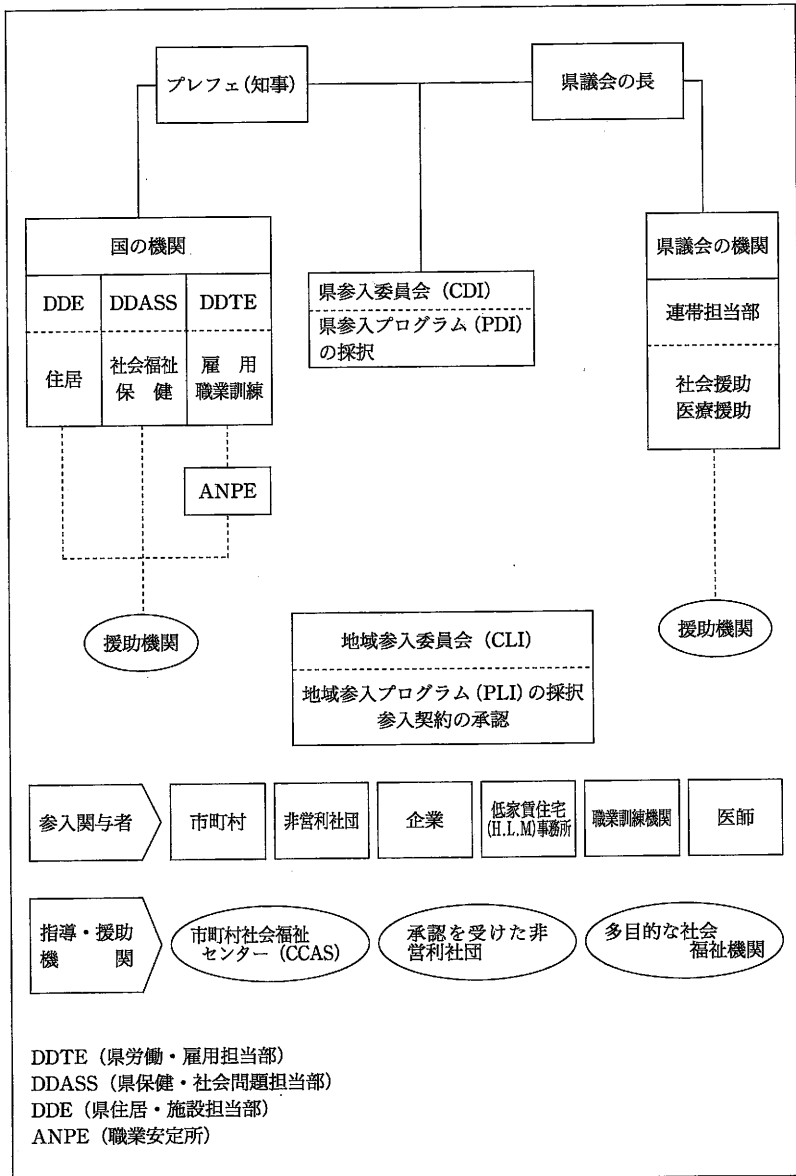
- (27) Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, Chap.I, sect.3, §.2.2.3, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (28) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.16-1, ajouté par L. n° 92-722 du 29 juill. 1992, art.5-VI, JO du 30 juill. 1992.; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.2.2.4, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (29) Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.2.3, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (30) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.21, complété par L. n° 92-722 du 29 juill. 1992, art.5-X, JO du 30 juill. 1992.; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I,sect.3, §.3.5, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (31) Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.3.6, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (32) Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.3.5.2, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (33) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.29, mod. par L. n° 92-722 du 29 juill. 1992, art.5-XII, JO du 30 juill. 1992.; D. n° 88-1111, 12 déc.1988, art.2, mod. par D. n° 93-509 du 26 mars 1993, art. 1er, JO du 27 mars 1993.; Circ. DSS/DIRMI n° 93-05 du 26 mars 1993, chap.I, sect.3, §.3.6, BO aff.soc. n° 93/19 du 8 juill.
- (34) L. n° 88-1088, 1er déc.1988, art.33, JO du 3 déc 1988.; C. pén., art.405.; C.S.S., art.L.554.2.

(B) 社会的・職業的参入の実現

RMI手当受給者およびその家族の社会・職業への継続的参入を援助し、その市民としての主体を確立するため、一の2で検討した社会的・職業的参入政策をはじめ様々な政策が、国のみならず、県、地域レベルで展開されている。地方(県、地域)における参入システムは、図1-1のとおりである。

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

<図 1-1> 県および地域の参入システム



地方における参入政策は、参入プログラムと協定に基づき実施される(1)。

他方、RMI手当受給者およびその家族は、その参入政策を享受するため、前述の地域参入委員会と参入契約を締結する。同契約に基づき、関連機関は、受給者が参入政策を享受しうるよう、必要な手段、サービスを提供し、受給者およびその家族は、参入に必要な活動に参加する義務を負うことになる(2)。

(1) 参入計画と協定

参入政策の基本となるのは、県参入委员会の作成する県参入プログラム、および、地域参入委员会の作成する地域参入プログラムである。

各県に複数置かれていいる地域参入委员会は、その地域の社会的、職業的参入のために必要な措置の分析、現在の措置の評価等に基づき、RMI享受者の参入に必要な措置を保障する地域参入プログラムを作成するとともに、これを県参入委员会へ送付し、県参入委员会が県参入プログラムを作成するにあたっての提言を行う⁽¹⁾。

県参入委员会は、地域参入プログラムに基づき、RMIの保護を受ける者の社会、教育、雇用、住居、健康、交通機関、文化、家族生活の領域における参入を援助するために必要な措置、すてになされている参入活動の評価とさらに実施すべき活動、参入活動に従事する社会福祉労働者、ボランティアの教育、多様な参入活動の調整等をその内容する、県参入プログラムを作成する⁽²⁾。

この県参入プログラムを具体的に実施するために、国と県との間で、基本協定を締結することが義務づけられている。また、国および県は、地域圏(region)、市町村、または、参入政策実施に関与する非営利社团および公私の法人との間で、基本協定を補完する協定を締結することができる。

これらの協定は、県参入プログラムの実施条件と施行枠組み、実際に行われる参入措置、各当事者の役割分担と費用負担、成果の評価方法等をその内容とする。県参入委員会および地域参入委員会は諮問機関であり、県参入プログラムは、県の行政権を有する知事および県議会の長にその実施を法的に義務づけるものではないが、これを具体化するために締結された上記の協定は、協定当事者を法的に拘束することになる。⁽³⁾

(2) 参入契約 (contrat d'insertion)

参入契約は、金銭給付 (RMI 手当) と参入の結合を具体化するものである。RMI 手当受給者および手当額算定において考慮される者は、その同意する、社会的・職業的参入に必要な諸活動に参加することを義務づけられる。

他方、参入契約は、RMI 手当受給者の参入への権利 (droit a l'insertion) を具体化する道具である。参入契約の内容となる諸活動は、享受者の個別的・家族的状况に応じて、その社会的排除を解消する。

(a) 当事者

参入契約の一方当事者は、RMI 享受者、すなわち、RMI 手当受給者および手当算定において考慮される世帯構成員全員であり、他方当事者は、地域参入委員会である。⁽⁴⁾

(b) 契約の性質

参入契約は、第一に、RMI手当受給者本人および手当額算定に考慮される世帯構成員全員と、地域参入委員会を媒介とする、参入政策を担当する公共団体（国および地方公共団体）との間の双務契約である。一方で、RMI手当受給者のみならずRMI手当享受者全体が契約の履行を義務づけられ、他方、契約当事者である地域参入委員会のみならず、関与する公共団体全体が、参入実現のための措置やサービス提供を義務づけられる。

注意しなければならないのは、RMI手当享受者の約定は、RMI手当の対価ではなく、その受給要件の一つにすぎないことである。したがって、参入契約の双務的性質は、参入活動に関する両当事者の約定、すなわちRMI手当享受者の社会的・職業的参入に必要な諸活動への参加と参入政策に関与する公共団体の参入実現のための措置やサービス提供との間にのみ存する。

第二に、参入契約は、私法上の意味における契約ではない、特別の契約である。その特別な性質は、真の約定の必要性と当事者の参入の個別的な過程を伴う柔軟で適合的な契約の特殊性に基づくものである。この参入契約における義務は結果債務（obligation de résultats）よりもむしろ手段債務（obligation de moyens）であると説明されている。

第三に、参入契約は、その締結自体が、参入のための第一歩であると位置づけられている。RMI享受者は、彼自身が作成し、または、提案され、その条件につき彼自身が合意した計画をその内容とする契約を締結する。したがって、参入契約は、当事者自身が合意した計画によりその自主的な参入を促進する手法として期待されるとともに、RMI享受者の契約締結能力と、享受者が市民（citoyen）、主体（acteur）であって、被扶助者（assisté）ではないことを示すものである。⁽⁵⁾

（c） 契約の内容

参入契約の内容は、必要記載事項、および、参入のための方法の二つの点につき、その枠組みが規定されている。

まず第一に、契約で定められなければならない事項として、享受者の状況を評価するのに有用な全ての要素、すなわち、①個別または家族の参入計画、②参入計画を実現するために提供されうる手段、③相互の約定と参入実現の日程、および得られた成果の評価方法、を規定している。⁽⁶⁾

第二に、契約内容としうる参入実現のための方法については、限定することなく多様な方法、形態を許容している。例示的に列举されているものとしては、①評価、指導を受けること、②公的援助の有無にかかわらず、公益または職業活動、③適切な社会サービスを伴う、社会的自律、および、家族的、市民的、特に地区や市町村での社会的生活、余暇・文化・スポーツ活動への参加を発展させる諸活動、④住居の確保または向上のための活動、⑤職業能力、知識と技能、職業生活への参入能力を獲得または向上させるための活動、⑥医療へのアクセスをすること（治療自体は契約対象とならない）等があり、雇用の確保と経済的自立を目的とする「職業的参入」活動のみならず、受給者とその家族の社会関係への復帰を目的とする「社会的参入」活動を含む多様な内容が想定されている。⁽⁷⁾

（d）契約の締結

参入契約は、RMI享受者自身が作成または提案を受け、その条件に同意した計画をその内容とする。しかしながら、享受者の能力等の問題でその原則の適用が困難である場合は、援助・指導担当者がこれを援助することになる。⁽⁸⁾

参入契約案は、まず、RMI享受者と指導・援助機関（申請手続機関）の指導・援助担当者（instructeur）との間で作成され、これを、地域参入委員会が検討、承認する。この地域参入委員会の承認により、同契約は法的効力を持つことになる。⁽⁹⁾

地域参入委員会が参入契約を検討するにあたって、原則として、契約署名者と面接することはない。しかしながら、RMI手当受給権が停止しているときに参入契約が締結された場合は、契約署名者は、希望によりその選択する助言者を伴って、面接を受ける場合がある。他方、RMI享受者の社会的排除を解消し、その主体を尊重するという趣旨から、契約作成にあたって、地域参入委員会が、享受者を除外し、指導・援助者のみと面接を行うことは⁽¹⁰⁾ない。

地域参入委員会は、参入契約が不十分または均衡を欠くと判断した場合、その計画を再検討するように、指導・援助機関（申請手続機関）にこれを差し戻す。

また、地域参入委員会の長は、当該指導・援助機関が不適当であると判断した場合、当該享受者と契約案を作成する新たな指導・援助機関を指定することができる。⁽¹¹⁾

前述のように、享受者の責に帰すべき事由により三か月以内に契約が締結されなかった場合、または、享受者が正当な理由なく現実的提案を全て拒否した場合、知事は、地域参入委員会の意見を聴取した後、受給権の停止を決定することができる。

(e) 契約の履行

指導・援助担当機関（申請手続機関）は、各参入契約につき、契約締結者であるRMI享受者の契約の履行を確認し、契約履行の成果を享受者とともに作成するとともに、他方、提示される参入のための諸政策、サービスの調整を行い、公共団体の約束する諸措置が享受者に確かに提供されているかどうかを確認する、指導・援助担当者を指定しなければならない。

当該参入契約は、それが遵守されない場合、または、新たな事態の発生等、契約の本質的部分の再検討が必要となった場合、これを更改(revision)することができる。契約の更改は、地域参入委員会の長、知事、または、RMI享受者の請求により行わ

れうるが、一定の情報と手続保障が要求される。これに対して、契約の本質的内容の変更ではなく、契約を具体化するための実施条件の変更である再調整 (réajustement) は、RMI 享受者と指導・援助機関との間で議論、決定される⁽¹²⁾。

他方、RMI 享受者の契約の履行を確認する指導・援助担当者は、受給権の更新毎に、報告書を作成しなければならない。地域参入委員会は、その報告書に基づいて参入契約の実施についての意見を述べ、知事は、その意見に基づいて、更新の有無を決定する⁽¹³⁾。

前述のように、RMI 享受者が正当な理由なく契約を遵守しなかった場合、知事は、地域参入委員会の意見聴取の後、受給権を停止することができる。

(1) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.42-1, ajouté, par. L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1er, JO 30 juill. 1992.; D. n° 89-39, 26 janv. 1989, art.13, mod. par. D. n° 93-690, 27 mars 1993, art.8, JO. 28 mars 1993.

(2) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.36, mod. par. L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1er, JO 30 juill 1992.

(3) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.39, 40 et 41, mod. par L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1er, JO 30 juill.1992

(4) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.42-4.

(5) Circ. DIRMI n° 93-04 du 27 mars 1993, §2.3.1. しかしながら、参入契約については、それが真の意味での契約であるのか、それとも単なる社会的介入の技術にすぎないのか、その法的性質は議論の対象とされているところである。契約当事者が一方は受給者のみならずその世帯構成員を含み、他方の地域参入委員会は法人格を持たないこと、相互の義務の内容の不明確さ、RMI 手当享受者の契約の不履行と手当支給停止との関係の曖昧さ、公共団体の契約不履行の効果の曖昧さと救済方法の欠如等、これを真の契約と考えることに對する疑問も提示されている。他方、これが手当支給の手続の中に組み込まれている

ことから、その契約的要素を無視することはできないとの主張もなされている。そして、その契約としての性質から、参入契約は、受給者の契約当事者としての承認と信頼を基礎とするものであるから、契約を締結するにあたっては、対等な立場で交渉し、相互の責任において可能な約定を内容としなければならぬとの主張も導かれてくる (Michel BORGETTO et Robert LAFORE, *op.cit.*, p. 323)。なお、参入契約の分析は、別稿にて検討することにした。

(9) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.42-4, ajouté par L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1er, JO 30 juill.; Circ. DIRMI n° 93-04 du 27 mars 1993, §2.3.2.

(10) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.42-5, ajouté par L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1er, JO 30 juill.; Circ. DIRMI n° 93-04 du 27 mars 1993, §2-4-2, 2-4-3.

(11) Circ. DIRMI n° 93-04 du 27 mars 1993, §2-4.

(12) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.42-2, dernier al. ajouté par L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1er, JO 30 juill.1992; Circ. DIRMI n° 93-04 du 27 mars 1993, §2-5.

(13) Circ. DIRMI n° 93-04 du 27 mars 1993, §2-5-2.

(14) Circ. DIRMI n° 93-04 du 27 mars 1993, §2-5-3.

(15) L. n° 88-1088, 1er déc 1988 art.16 et 42-4, 42-5 ajoutés par L. n° 92-722, 29 juill.1992, art.1er, JO 30 juill.1992; Circ. DIRMI n° 93-04 du 27 mars 1993, §2-6-1.

(16) Circ. DIRMI n° 93-04 du 27 mars 1993, §2.6.2.

三 小括

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

以上検討してきたように、RMIは、貧困に対する闘い (lutte contre la pauvreté) と、排除に対する闘い (lutte contre l'exclusion) のための制度として、「年齢、肉体的もしくは精神的状態、または、経済的もしくは雇用状況により労働することができない全ての者」の「公共団体から生存のために適切な手段を得る権利」を具体化するために、一定の水準以下の所得しかない者とその家族に対する一般的最低所得保障を行うとともに、「困難な状況にある者の社会的・職業的参入」を実現することをその使命とする。

このため、RMIの制度は、所定の要件を充足する者の、最低所得を保障する国庫負担の無拠出制給付であるRMI手当の受給権と、参入契約を媒介とする手当享受者と公共団体の契約履行義務、具体的には、享受者の社会的・職業的参入のためのプログラムとして享受者と担当機関との間で合意された内容の諸活動を履行する義務と、公共団体が必要な手段、サービスを提供する義務という、一つの権利と二つの義務をその中心的要素とする。そしてさらに、RMI手当の享受者の他の社会的保護給付への権利を付随し、また、RMI手当享受者をはじめ社会的に排除されている人々に対する社会的・職業的参入政策、すなわち、社会福祉および雇用保障・職業的自立援助制度と密接な関連を有している。

このRMI制度を実施するため、一方で、RMI手当および付随的社会的保護給付の支給ならびに社会的・職業的参入について、従来から存在する社会的保護制度の管理運営機関とRMIのために新たに創設された機関が連携した管理運営の枠組みが作られ、他方で、特に社会的・職業的参入実現のために、参入プログラムの作成および協定による参入政策の実施、ならびに、参入契約の締結という、独自の手法が採用されている。

RMI制度により、フランスに居住する二五才以上または扶養する子を有する者、および、その扶養家族は、一定の水準以下の所得しかない場合、RMI手当の給付と社会的保護給付への権利付与を中心とする「所得・生活保障給付」と、参入契約を媒

介する特別の社会福祉および雇用保障・職業的自立援助政策を中心とする「参入政策」を享受することになる。

RMIは、第一に、一般的最低所得保障制度を創設したという点において、フランスの所得保障システムを大きく修正するものである。しかしながら、RMIは、従来の所得保障システムの不備を補完するものであり、その体系を抜本的に変革するものではない。すなわち、その職業活動による経済的自立を前提とし、社会的リスクの実現による所得の喪失・減少または出費の増大に対する社会保険、労災補償、失業保障による保障を中核とし、職業活動による経済的自立を期待できない者にたいする社会扶助を付加するという社会的保護制度の体系の、いわば、空隙を埋める補完的・補足的制度なのである。

第二に、RMIは、参入契約により最低所得給付の受給と参入活動を結合させ、積極的参入政策により、社会的・職業的参入の実現をはかろうとする制度として、フランスの参入システムをさらに発展させるものである。しかしながら、その参入政策、特に、職業的参入政策は、提示されている援助付契約等主なものは、期間の定めのある、パートタイム労働契約という非典型雇用であり、必ずしもRMI享受者の継続的安定的雇用を保障するものではない点で、限界を見いだすことができる。また、これらの援助付契約は、雇用創出のためとはいえ、使用者の社会保険の一部または全部免除、および、賃金の一部公的負担という使用者に対する特典の付与の他、第一に、期間の定めのある契約の利用制限に関する一般原則の適用を除外し、第二に、期間の定めのある契約に伴う使用者の義務を軽減し、第三に、同契約に基づいて雇用される者を従業員数に算入しないこととし、やはり使用者の義務を軽減した点で、労働法上の規制を緩和するものであり、議論をよぶものである。

第三に、RMIは、その制度を通じて、従来の、社会保険に見られるような、一定の同じカテゴリーに属する人々の間の連帯ではなく、新たな国家的連帯 (solidarité nationale) を発展させ、また、人間の尊厳 (dignité)、または、市民としての復権 (citoyenneté) を強調する点において、社会法の理念を改めて考えさせる契機になっていると思われる。確かに、近年、無拠出性給付における国家的連帯、または、社会的に排除されている人々や失業者の増大に対する政策における市民としての復権は、

それらの政策を先導する理念として注目されてはいたが、R M Iの創設は、さらにそれらの理念を展開するものであるといえるであろう。

第二章 R M I—機能と効果

以上のように、貧困の解消と社会的・職業的に排除されている者の「参入」、主体的市民としての復権という理念を掲げて導入されたR M Iであるが、制度創設後八年を経て、その目的は達成されつつあるのであろうか。

R M Iの機能と効果については、制度改正等を契機として多くの調査、報告書が出されているが、一九九六年三月二十日に国民議会(Assemblée Nationale)に提出された報告書「R M Iの展開—総括、今後の方向性、提言」(以下、「一九九六年報告書」と略称⁽²⁾)は、R M Iについて、特に、「参入」の成果が不十分であり、所得保障と参入というR M Iの二つの部門の間の基本的連携が弱く、受給者を被扶助者(assisté)の地位に留め続けているとの分析の後、多くの改革提言を行った。

この報告を受け、さらに拡大しつつある貧困と社会的分裂(fragmentation sociale)を解消し、社会的に排除された状態にある者に対し、雇用、住居、健康保障を行うため、当時の労働社会問題担当省大臣であるJacques BARROTと人道問題担当閣外大臣Xavier EMMANUELLIにより、R M Iの改正を含む社会的統合(cohesion sociale)⁽³⁾に関する法律案が一九九六年九月三〇日に提示され、一九九七年二月二六日、国民議会に提出された⁽⁴⁾。

本章においては、一九九六年報告書、および、社会的統合に関する法律案を中心として、R M Iの機能と効果について、第一に、その分析(一)、第二に、課題と方向性(二)を検討することにした。

(1) 一九九二年段階の、RMI実施三年後の実態調査とその分析については、Le RMI: Trois ans de mise en oeuvre, Economie et statistique, N° 252, mars 1997。一九九五年のRMI受給者と実績に関する分析として、Guy CLARY, 'Fase à la croissance et à la mutation du RMI, Dr. Soc. n° 9/10 1995, p.820'。また、RMIに関するフランスの世論調査の分析として、Gerges HATCHUEL, La «contrepartie», un élément fort du consensus de l'opinion en faveur du RMI, RFAS 1996, p.53。また、Robert LAFORE, Exclusion, insertion, intégration, fracture sociale, cohésion sociale: le poids des maux, op.cit. 等参照。

また、RMI評価委員会の一九九二年四月二日の報告書、Rapport de la commission présidée par Pierre Vanlerenverghie, "RMI: Le pari de l'insertion" Tome 1 et 2, La Documentation Française。を中心に、RMI受給者についての分析を行ったものとして、前掲都留臣や「フランスの参入最低限所得(RMI)制度の受給者」参照。

(2) Rapport d'information sur «l'évolution du revenu minimum d'insertion: bilan, perspectives et propositions» par la commission des finances, de l'économie générale et du plan, A.N., N° 2657 du 20 mars 1996。

(3) Avant-projet de loi d'orientation relatif au renforcement de la cohésion sociale, Exposé des motifs, Liaisons sociales, Documents - v- N° 108/96 du 17 oct. 1996, p.2。

(4) しかしながら、前述のように、同年四月二日国民議会が解散されたため、同法案の審議は中断している。

一 分析

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

RMIの機能と効果については、その受給者（1）、および、目的の達成（2）について、検討することにする。

1 受給者

RMI手当受給者については、第一にその受給者の増大（A）、第二に受給者層の変容・多様化（B）が指摘されている。

（A）受給者数の増大

（1）RMI手当受給者数と享受者数

RMI手当の受給権者、および、その扶養家族を含めたRMI手当享受者の数は、RMI創設以来、一九八九年からずっと増大し続けている。

RMIの受給者数の推移は、図表2-1のとおりである。一九八九年から、一九九四年まで平均一七、五％の割合で増大、一九九四—一九九五年は、景気の回復と雇用政策により五％の伸びにとどまっている。それでも、一九九五年でRMI受給者は一〇〇万人近くである。

また、RMI受給者およびその配偶者、扶養家族を含めたRMI享受者の数は、図2-1のように、一九九五年で約一八〇万人以上、人口の約三、二％を占める。

なお、RMI手当の受給期間は表2—1のとおりである。

(2) 費用負担

RMI受給者および家族を含めた享受者の増大は、RMIに関わる費用の増大をもたらしている。

RMIに関わる費用のうち、RMI手当の支出は、図表2—2のとおりである。RMI手当に関する費用は、一九九六年で二三〇億フラン（約四六〇〇億円）であり、RMIに関する費用全体の約六割を占めている。一九九七年度予算では二四三、二億フランが計上されている。なお、RMI手当支給の初年度である一九八九年度は、同手当にかかる支出は、五〇億フランのみが予定されていた。

他方、一九九四年度の、RMI手当を含めたRMIに直接関わる総費用は、三二三、八億フラン（約六四七六億円）であり、その国・県別内訳、項目別内訳は、表2—2のとおりである。

国は、RMI手当の他、海外領土に対する特別支出、雇用政策に関わる費用、住居援助等の支出を行い、県は、支出を義務づけられた、参入政策実施に関する費用、および、医療扶助を負担している。国のみならず県の負担も増大しており、参入政策実施に関わる予算は、一九八九年は県の予算全体の六％であったのに対し、一九九五年は予算全体の一四％にのぼっている。

このように、RMI受給者が増大している大きな原因として、雇用情勢の悪化、および、失業保障制度の改正により、失業給付の対象とならない失業が増大していることが指摘されている。特に、一九九二年に失業保障制度の改正が行われ、第一に、失業保険給付の一つである参入手当（allocation d'insertion）の受給要件の修正、第二に、受給資格を得るための就労期間の延長、第三に失業手当給付期間の短縮と手当額の減額により、失業給付の対象とならない失業が増加し、その結果、これらの失業者が

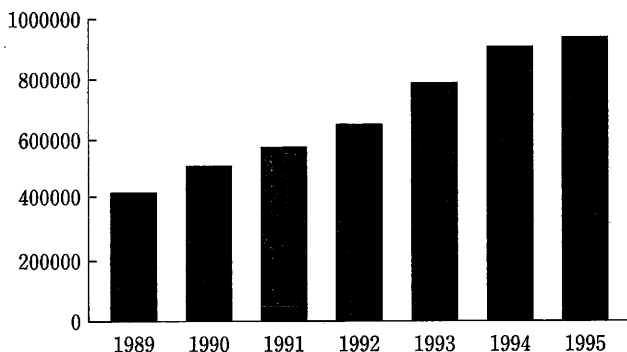
<図表 2-1>

RMI受給権者の数

フランス本土および海外領土

(人)

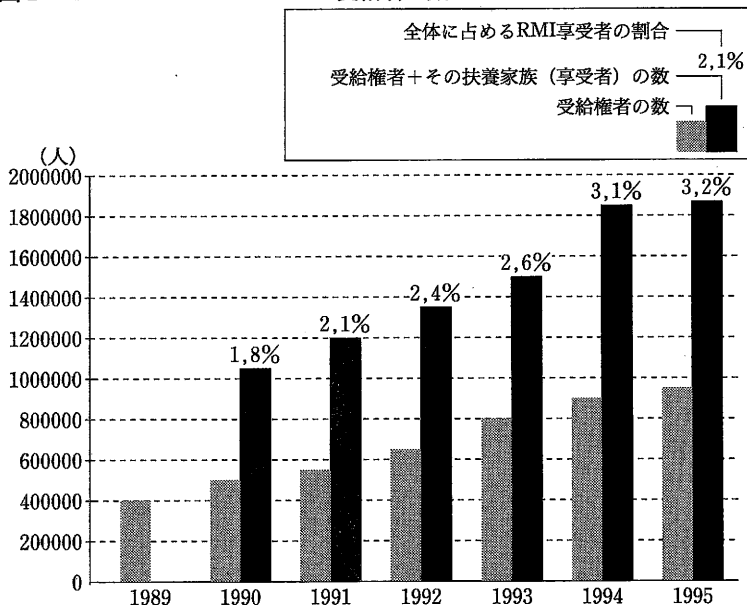
1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
405.000	510.146	582.361	671.243	792.947	908.336	946.760



出典：Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>>, 1996., A.N. n° 2657,p.13.

<図 2-1>

RMI受給者の数



出典：L'exclusion, Le Monde éditions, 1996, p.104.

<表 2-1>

RMI手当の受給期間

	1995. 6. 30 現在 (%)
1 年未満	31,9%
2 "	54,2%
6 年 (制度創設以来)	10,2%

出典：RMI et autres disposition, Dictionnaire Permanent Action Sociale, Annexe IV.

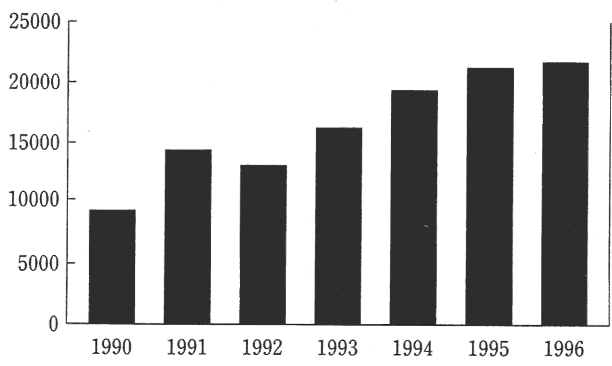
<図表 2-2>

RMI手当の支出

(100万フラン)

1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
5.810	8.668	14.318(*)	13.163	16.631	19.217	22.022	23.000

* このうち1,989(100万フラン)は同年以前にRMI手当のために支出されていた分への補正措置のための支出である。



出典：Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>>, 1996., A.N. n° 2657, p.14.

<表 2-2>

RMI全体の費用

1994年 (100万フラン)

	国	県	全体
RMI手当	19.530	—	19.530
海外領土への援助	750	—	750
雇用政策	4.850	—	4.850
管理費	250	—	250
参入政策実施	—	3.200	3.200
個人保険の医療扶助	150	2.800	2.950
住宅援助	850	—	850
計	26.380	6.000	32.380

出典：Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>>, 1996., A.N. n° 2657, p.14.

RMI受給者へと「流入」したとの調査結果が報告されている。⁽¹⁾

(1) Guy CLARY, op.cit., p.820 et s.

(B) 受給者層の変容

一九九四年におけるRMI手当受給者の年齢、家族構成、参入契約当事者の住宅事情、教育レベル、職業格付け、職業は、表2-3-1、2-3-2、2-3-3、2-3-4、2-3-5、2-3-6のとおりである。

RMI手当受給者の平均像は、男性、長期間の失業者、単身、低学歴（九〇％近くがバカロレア資格を持っていない）、不十分な住宅環境（半分以上が劣悪な住居またはホームレスである）であり、参入契約締結者の四分の一以上が健康状態に問題がある⁽¹⁾と分析されている。

しかしながら、RMI手当受給者層については、その変容・多様化が指摘されている。一九九六年報告書は、RMI手当受給者は、当初は、身体的、精神的、社会的、家族的に様々な困難を抱えている者であったが、特に、一九九二年以降、その層が大きく変化したと指摘している。その理由は、RMI受給者の増加原因と同じく、雇用状況の悪化と失業給付の対象とならない失業の増大の原因とする、まだ一度も就職したことのない若年者、および、失業保険給付の支給期限が過ぎた者によるRMI手当受給の増加である。すなわち、これらの失業者の増加が、RMI手当受給者の増大の原因となり、かつ、その受給者層を変容・多様化させているのである。

同報告書は、さらに、一九九一年と一九九四年で、新たなRMI手当受給者を比較するならば、受給者の若年化（三〇才以下

<表 2-3-1>

RMI受給者の年齢

1994年12月（フランス全土）

	本土		海外領土	
	人数	%	人数	%
25才未満	30 467	3,9	5 888	5,6
25～29才	211 581	27,0	24 972	23,8
30～39才	244 779	31,2	33 257	31,6
40～49才	174 271	22,3	20 218	19,2
50～59才	93 770	12,0	16 417	15,7
60才以上	28 567	3,6	4 281	4,1
計	783 435	100,0	105 033	100,0

*家族手当金庫からの受給者の数である

出典：Annuaire des statistiques sanitaires et sociales, SESI, 1996, p.282.

<表 2-3-2>

RMI受給者の家族構成

1994年12月（フランス全土）

家族構成		本土			海外領土		
		人数	%	平均 受給額 (フラン/月)	人数	%	平均 受給額 (フラン/月)
単身者	子なし	470 736	58,6	1 779	49 240	46,9	1 535
	子一人	97 200	12,1	1 950	13 895	13,2	1 641
	子二人	45 788	5,7	1 898	9 135	8,7	1 527
	子三人以上	20 886	2,6	1 623	7 502	7,1	1 485
カップル	子なし	36 952	4,6	1 993	3 243	3,1	1 789
	子一人	44 985	5,6	2 068	6 136	5,8	1 781
	子二人	40 165	5,0	2 145	7 260	6,9	1 810
	子三人以上	46 592	5,8	2 069	8 622	8,2	1 865
計		803 303	100,0	1 863	105 033	100,0	1 613

*RMI手当額算定の対象となる子の数を計算している

出典：Annuaire des statistiques sanitaires et sociales, SESI, 1996, p.281.

<表 2-3-3> 参入契約締結者の住宅状況

1994年（フランス全土）

%

住 宅 状 況	計(1)
所有者	8,3
個人所有の家の賃借人	50,2
家具付住宅の賃借人又はホテル住まい	0,9
家族、友人の家に無料で滞在	34,9
長期間、住宅センターに居住	2,3
移動住宅に居住	1,8
緊急避難センター居住又はホームレス	1,6
計	100,0

法政研究二巻一号（一九九七年）

* 家族単位で計算

出典：Annuaire des statistiques sanitaires et sociales, SESI, 1996, p.283.

<表 2-3-4> 参入契約締結者の教育レベル

1994年（フランス全土）

%

教 育 レ ベ ル	男性	女性	計
バカロレア（大学入学資格）同等又はそれ以上	15,5	12,7	14,1
職業適性資格証（CAP）または職業学習免状（BEP）等	29,1	24,6	26,8
初等教育修了証（CEP）等	17,2	21,6	19,5
初等教育（免状なし）等	32,3	35,9	34,1
いっさいの教育なし	5,9	5,2	5,5
計	100,0	100,0	100,0

一一四

* 最初の参入契約締結時の教育レベル

出典：Annuaire des statistiques sanitaires et sociales, SESI, 1996, p.283.

<表 2-3-5>

参入契約締結者の職業資格

1994年（フランス全土）

%

職業資格のレベル	男性	女性	計
未熟練労働者	30,7	11,9	21,2
熟練労働者	27,9	4,5	16,1
サービス業、家政婦、管理人、ベビーシッター、ホテル・レストランの従業員等	7,0	25,4	16,3
商業の従業員	4,5	9,5	7,0
未熟練職員	2,5	5,7	4,1
熟練職員	3,1	8,6	5,9
技術者、カードル、知的労働者	7,2	3,7	5,4
職人、商人、自営業者、自営手伝	6,7	2,7	4,7
自営農業、農業手伝	2,4	1,5	2,0
就労経験なし	8,0	26,5	17,3
計	100,0	100,0	100,0

* 最初の参入契約締結時の職業資格

出典：Annuaire des statistiques sanitaires et sociales, SESI, 1996, p.284.

<表 2-3-6>

参入契約締結者の職業状況

1994年（フランス全土）

%

職業状況	男性	女性	計
自営又はその手伝	3,2	1,9	2,5
期間の定めのない契約による労働者	2,0	2,9	2,5
期間の定めのある契約による労働者	3,7	3,2	3,4
援助付契約による労働者	13,5	12,6	13,0
参入活動に従事	1,6	1,7	1,7
職業訓練に従事	3,0	2,7	2,8
失業者（職業安定所に登録）	56,3	44,6	50,4
失業者（職業安定所未登録）	10,1	10,8	10,5
無職（学生を含む）	6,6	19,6	13,2
計	100,0	100,0	100,0

* 最初の参入契約締結時の職業状況

出典：Annuaire des statistiques sanitaires et sociales, SESI, 1996, p.284.

が三五％に）、高学歴化（二四、六％がバカロレア資格保持者）、職業安定所（ANPE）に既に登録している者の増加（五〇％から六〇％）、失業期間一年未満である者の増加（三分の一から半分）等が見られ、また、単身者、単親で子を扶養する者が減少し、カップルが二一％から二五％に増加したと指摘している。

そして、RMI手当受給者が、身体的、精神的、社会的に大きなハンディキャップを負った者だけでなく、単に失業というハンディのみを負っている者へと拡大し、受給者層が「大衆化」したとの分析を行っている。⁽²⁾

(1) Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>> par la commission des finances, de l'économie générale et du plan, op.cit, p.19.

(2) ibid, p.18.

2 目的の達成

それでは、最低所得保障による貧困の解消（A）と参入政策による社会的・職業的参入の実現（B）というRMIの目的がどこまで達成されたのか、その効果についてはどのように分析されているのであろうか。

（A）貧困の解消

RMI手当や他の社会的保護給付による所得・生活保障、貧困の解消というRMIの機能については、第一に、貧困の存続、

拡大の実態、第二に、給付実現システムの非効率さ、第三に、無資格者の受給、第四に、ボーダーライン層の就労意欲阻害の危険性、等が指摘されている。

(1) 貧困の存続と拡大

前述のように、RMI受給者の増大、すなわち、新たにRMI受給者となる者の数が、RMIの制度適用から脱出する者より多いという事実は、RMIの制度の失敗を必ずしも示すものではない。受給者の増大は、主として雇用市場の悪化や失業保障制度の改正によるものであり、RMIは国家的連帯の不可欠の要素として、不十分な額とはいえ最低所得保障の重要な機能を果たしていると評価されている。

しかしながら、RMIの創設にも関わらず、貧困とそれに伴う社会的排除の拡大と住宅事情の悪化は顕著であり、RMIはそれに必ずしも十分に対応しきれていないことが指摘されている。一九九六年報告書によれば、冬季に緊急に住居を求める者、住所不定の者の数は急速に増えており、ホームレスは四〇万人、劣悪な居住条件にある者は二〇〇万人と推定され、住居連帯基金(FSL)は、住居へのアクセスや困難な状況の防止には役立っていないと評価されている。

また、特に若年層において、社会的排除が拡大しており、RMIが緊急に受け入れる者の四分の三は三五才以下であり、医療扶助を受ける者の三分の二は二一才から四〇才であると指摘されている。⁽¹⁾

(2) 手続

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

一九九六年報告書は、RMI手当および社会的保護給付支給については、関与者が多すぎること、運営の非効率と申請から支給までの日数の長さを指摘している。⁽²⁾

（3）不正受給

RMI手当は補足的手当であるから、デクレの定める最低基準に到達するまでその足りない部分を補完して支払われる。したがって、申請者および受給者の他の収入を把握する必要がある、その評価は四半期毎に行われる。

しかしながら、まず第一に、RMI手当の支払機関である家族金庫自身が支払う社会給付（成年障害者手当、単親手当）以外の、他の社会保障金庫から支払われる社会給付、失業保障手当については、その把握は困難であり、その全部または一部については申告されておらず、三〇五％のRMI手当は不正受給であると推定されている。

また、第二に、⁽³⁾「闇労働」による収入を申告しない受給者がおり、両者併せて一〇％のRMI手当は不正受給であると推定されている。

（4）ボーダーライン層の労働意欲喪失効果

他方、一九九六年報告書は、RMI受給者の増大に伴い、最低所得保障の存在による労働意欲喪失効果の危険性も指摘している。RMI手当は、それだけでは、尊厳と自立を維持するのが困難であることは否定できず、その額が多すぎるとは考えられない。しかしながら、たとえば、子どもがいない単身者の受給するRMI手当およびそれに付随する諸手当の額は、法定最低

賃金の約六割から七割となり、その差額は比較的重要ではあるが、闇労働によりそれを埋めることは可能である。

さらに、場合によっては、経済的に自立してRMIの対象外となっても、その所得の向上はわずかであり、RMI受給に伴う社会的利益、すなわち、医療扶助、住民税の免除、より手厚い住宅手当等を考慮に入れば、むしろ経済的に不利になると指摘されている。⁽⁴⁾

(1) Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>> par la commission des finances, de l'économie générale et du plan, op.cit, p.24 et s.

(2) *ibid.*, p.20.

(3) *ibid.*, p.22 et s.

(4) *ibid.*, p.25 et s.

(B) 参入の実現

RMIの制度の最も大きな問題点として一九九六年報告書が指摘しているのは、参入、特に職業的参入の不十分さと県による参入実現のばらつきである。

(1) 参入契約の締結と内容

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

本来、RMI手当受給開始後、三か月以内に締結されなければならない参入契約の締結率は、平均四四％でしかない。また、この参入契約締結率は、県によるばらつきが大きく、八％から八八％の範囲で分布している。

RMI受給者の職業参入率も低く、表2-4のように、一九九四年で、平均二二、三％でしかない。この職業参入率も県によるばらつきが大きく、最も低い一〇県の平均が一三、一％、最も高い一〇県の平均が三九、七％であり、両者の格差は約三倍にもなる。

このように、参入契約が締結されていない、あるいはその義務が遵守されていないことの重大性を指摘するとともに、一九九六年報告書は、その原因の一つとして、現行の参入制度が実態にあっていないことを示唆している。すなわち、参入契約の内容が柔軟で多様であるとはいえ、RMI受給者の層が多様化しているにもかかわらず、全ての受給者に、参入義務が同じ手続きで同じように課せられていること、また、四人に一人の受給者は、健康上の理由から参入活動を行うことができないのに、全ての受給者に参入活動を要請することをRMI手当支給の前提としていること等である。

他方、一九九四年に締結された参入契約において約定された参入活動の内容は、表2-5のようになっている。

この表から明らかにすることは、健康に関わることや行政手続の開始等、社会的自立のための活動が三四、二％と大きな割合を示していることである。

職業的参入に関わる参入活動は、重要な割合を示しているが、その多くが求職活動であ

<表2-4> 県による職業的参入率のばらつき

	RMI受給者の職業的参入率 (1994)
参入率の高い10県の平均	39,7%
参入率の低い10県の平均	13,1%
全国平均	22,3%
格差	3 倍

出典：Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>> , 1996., A.N. n° 2657, p.27.

<表 2 - 5 >

参入契約における参入活動

1994年

(%)

社会的自立	34,2
健康管理	12,4
行政手続の開始	9,5
社会的総括	3,1
識字学習	2,4
日常生活管理	2,2
集団活動	1,2
自動車学校入校	1,1
その他	2,3
企業外職業訓練	9,7
一般職業訓練	4
職業訓練センターでの職業訓練	5,7
“準”雇用	32,3
雇用連帯契約 (CES)	11,1
見習等を探す	10,5
職業的総括	7,7
参入活動	2
非営利派遣社団／参入企業における雇用	1
企業への参入	33,7
求職活動	25,9
援助付契約	0,8
企業における見習	0,4
その他	6,6

出典：Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>> , 1996., A.N. n° 2657, p.28.

る。企業への参入に関わる活動を契約内容とするものの実に四分の三以上は求職活動である。

（2）職業的参入

RMI受給者の職業的参入（雇用確保または職業訓練）の効果は期待はずれに終わっている。表2-6に示されているように、その職業的参入率は、二五％前後を推移している。そして、その中でも比較的長期の参入を可能にすると考えられる市場部門での参入の割合は、一九九四年で九、六％で、非市場部門（雇用連帯契約（CES）および雇用補強契約（CEC）による雇用）での参入率一二、一％よりも少ない。また、同表では、非営利派遣社団（AI）および参入企業（EI）での雇用は市場部門にカウントされているが、その雇用の性格からすれば、両者はどちらかといえば非市場部門に属するものであり、これを除外すると市場部門での参入割合はさらに低くなる。

なお、一九九五年には、フランス本土において、RMI受給者の二〇、一％、一六万八七二一人が雇用保障政策に基づく特別の援助付労働契約、職業訓練を享受している。その内訳は表2-7の通りである。

また、それぞれの援助付労働契約、職業訓練を享受している者のうちRMI受給者の占める割合は、表2-8のとおりである。

（3）機関

参入政策を実施する機関については、国と県の共同責任により参入政策の実施が行われるが、それぞれの責任と管轄するサービスの不明確さが指摘されている。

<表 2 - 6 >

RMI受給者の職業的参入

(人)

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

職業的参入 (フランス本土)	1989	1990	1991	1992	1993	1994
援助付契約以外の雇用	13.000	30.000	38.000	40.000	42.000	50.000
独立事業	—	300	700	2.000	3.000	4.000
非営利派遣社団／参入 企業における雇用	1.500	5.500	6.500	7.000	8.000	9.000
雇用復帰契約 (CRE)	4.000	13.450	13.300	14.000	14.800	24.500
計 雇用 (市場部門)	18.500	49.250	58.500	63.000	67.800	87.500
雇用連帯契約 (CES)	—	34.050	48.500	75.650	93.100	104.000
雇用保障契約 (CEC)	—	—	—	—	3.000	6.000
計 雇用 (非市場部門)	—	34.050	48.500	75.650	96.100	110.000
計 雇用 (市場・非市場)	18.500	83.300	107.000	138.650	163.900	197.500
職業訓練 (SIFE)	25.000	35.000	37.950	48.300	42.250	42.000
計 雇用・職業訓練	43.500	118.300	144.950	186.950	206.150	239.500
受給者数	405.000	510.146	582.361	671.243	792.947	908.336
参入率	10,7%	23,2%	24,9%	27,9%	26,0%	26,4%

出典：Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>> , 1996, A.N. n° 2657, p.29.

<表 2 - 7 >

RMI受給者の享受する援助付契約等の割合

1995年

	RMI受給者数	(%)
雇用連帯契約 (CES)	92.796	55
職業訓練 (SIFE)	41.594	24,6
導入雇用契約 (CIE)	14.460	8,6
雇用復帰契約 (CRE)	12.501	7,4
雇用補強契約 (CEC)	7.370	4,4
計	168.721	100

出典：Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>> , 1996, A.N. n° 2657, p.29.

<表 2 - 8 > 援助付契約等享受者に占めるRMI受給者の割合

1995年

	RMI受給者数	全体に占めるRMI受給者の割合 (%)
雇用連帯契約 (CES)	92.796	20,9
職業訓練 (SIFE)	41.594	21
導入雇用契約 (CIE)	14.460	9,7
雇用復帰契約 (CRE)	12.501	10,7
雇用補強契約 (CEC)	7.370	27,4

法政研究二巻一号（一九九七年）

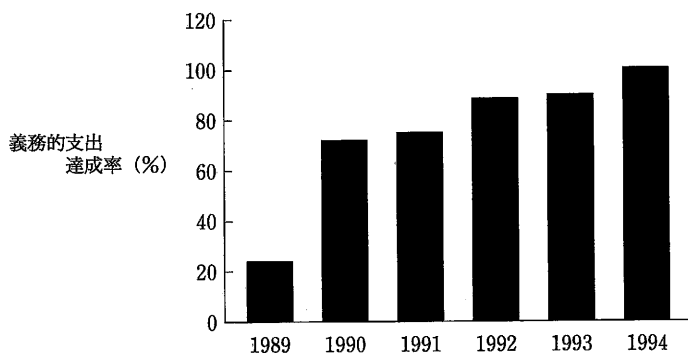
出典：Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>>, 1996., A.N. n° 2657, p.21.

<図表 2 - 3 >

県の義務的支出達成率
(フランス本土) (1989-1994)

(%)

1989	1990	1991	1992	1993	1994
24	72	77	94	97	101



出典：Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>>, 1996., A.N. n° 2657, p.21.

また、県参入委員会、地域参入委員会は、ともに委員は多いが能動的活動を行っておらず、また、まず最初に社会的自立が必要な者から、単に職業活動の確保を必要とする者まで多様なRMI受給者の要求に対応しきれていないとされている。

他方、県による参入実施の義務的支出（当該県のRMI手当受給者に対して、国が支出したRMI手当総額の二〇％）については、図表2-3に見られる様に、以前はその達成率が低く、県による格差も大きかった（一九九二年で、最も高い県と低い県とでは一对六の格差が存在した）が、一九九四年では、その達成率は、平均で一〇〇％を超え、また、県による格差も、最も低い県と高い県とで一对二、六にまで縮小されたと評価されている。

3 評価

以上、検討してきたように、RMIの受給者は、多くの身体的・精神的・家族的・社会的困難をかかえる者にとどまらず、単に失業給付を受けることのできない失業者へと拡大し、受給者の増大および受給者層の多様化がもたらされている。その結果、RMIの機能は、次第に、多くの社会的困難を抱える人の所得・生活保障から失業者の代替所得保障へと変化してきている。

他方、RMIの目的である社会的・職業的参入の実現は、特に、受給者の職業的参入と経済的自立の達成につき、積極的雇用促進政策にも関わらず十分な成果を挙げていない。RMI手当は、本来職業活動により経済的自立が可能であるにも関わらず、様々な理由でそれができない者に対して、参入達成までの一時的生活保障を行うものであり、RMIは、参入契約の締結と参入政策の享受を通じて、社会的・職業的に排除されている者を職業活動による経済的自立というノーマルな社会制度に包摂するための制度である。しかしながら、RMI手当享受者の職業的参入の長期的見通しの欠如により、RMI手当の性格は、参入達成までの一時的援助から長期的援助へと変化し、RMI制度は、参入実現のための制度から扶助的側面に偏在した制度へと変容し

ているとの指摘がなされている。⁽¹⁾

(1) Guy CLARY, *op.cit.*, p.821.

二 課題と方向性

前項で検討したように、一方で受給者の増大・多様化と費用負担の増大、他方で社会的・職業的参入、特に職業的参入が進まず、RMIの創設が社会的に排除されている者の参入促進ではなくむしろ排除されている者の扶助されている者としての地位・層の固定化につながっているというRMIの機能と効果に関する分析は、多くの制度改革を求める議論を導くことになった。

また、これらの議論をふまえ、RMIの改正を含む社会的統合に関する法律案が一九九六年九月三〇日に提示され、一九九七年二月二十六日、国民議会に提出されたのは前述のとおりである。

そこで、本項においては、RMIの現行制度について、その改革提言(1)、および、社会的統合に関する法律案(2)を検討することにした。

1 改革に関する提言

RMIについては、多くの批判、提言が行われているが、ここでは、特に、RMIの機能分化(A)、および、システムの改革(B)、を中心として検討することにした。

(A) RMIの機能分化

現行のRMI制度についてまず指摘されるのが、RMI手当受給者の多様化に対応する、効果的な社会的・職業的参入制度への変革である。すなわち、重大なハンディを負っており、即時の職業的参入の望めない者への対応と、即時の職業的参入が可能なる者への対応の区別である。

(1) 即時の職業的参入の困難な者

一九九六年報告書は、労働市場への参入を要請するには重すぎる身体的・社会的ハンディキャップを有する者、たとえば、成年障害者手当(AAH)の受給要件(五〇%の就労不能)を満たさない障害者については、扶助の論理に基づく生活最低所得(revenu minimum d'existence)を支給すべきであり、まず最初に社会・職業生活に不可欠な、伝統的な扶助、すなわち、医療、保険衛生、住居等の扶助を行うことが必要であると述べている。⁽¹⁾

たしかに、現在の参入契約は、社会的自立をその内容としうる柔軟なものであり、現在の参入システムの適用も不可能ではないが、調査によれば、五人に一人は契約の内容を理解していないとの結果もでており、あまり効果を期待できないと、同報告書は指摘している。

他方、同報告書は、若年者について、一八才から二五才までの若年成年者を対象とする「若年者RMI(RMI-jeunes)」を創設することには、その労働意欲を喪失させることになるとして否定的である。家族問題や都市問題等とからんで諸困難に直面してフランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

いる一八才以上二五才未満の若年者については、若年者援助政策の一環として、一九八九年二月一九日の法律第九〇五号第九条が、「困難な状況にある若者に対する県および地域援助基金 (Fonds départementaux et locaux d'aide aux jeunes en difficulté : FAJ)」(地方公共団体および社会保障機関と国が半分ずつ出資)を創設し、同基金は、前途のように、一九九二年七月二九日の法律第七二二号により、全県での設置が義務づけられている。同基金は、若年者の緊急時の援助、救済、社会的、職業的参入を支援するための財政援助等を目的とし、その予算・支出は、表2-9のとおり、一九九三年以降年々増加している。しかしながら、同基金による援助は一時的救済に偏り、若年者の長期的社会的・職業的参入のために有効に機能しておらず、又、予算も未消化であるとして、同報告書は、同基金による援助をさらに強化すべきであると提言している⁽²⁾。

(2) 職業的参入の可能性

一九九六年報告書は、即時の職業的参入が可能なる者については、現在のRMIの論理を維持した活動最低所得 (revenu minimum d'activité) を給付し、受給者と公共団体の双方に職業的参入の義務を課すべきであると提言している⁽³⁾。そして、その経済的自立のみならず、人間としての尊厳、自己実現、生活習慣および社会環境を整備するために、職業的参入政策を強化することを強調し、特に以下の四点を提案している。

〈表2-9〉

若年者援助基金 (FAJ)

(100万フラン)

	1993	1994	1995	1996
当初財政予算	126	126	181	221
国の支出予算		62,7	86,3	
基金全予算		153,4	207,2	
支出	73,4	110,7	150*	

* 推計

出典：Rapport d'information sur l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions, 1996., A.N. n° 2657, p.36.

(a) 雇用連帯契約 (CES)

雇用連帯契約 (CES) の職業的参入における限界、すなわち、地方公共団体、公益法人、非営利社団を使用者とする期間の定めのあるパートタイム労働契約であり、長期の継続的職業的参入を保障ものではないことを認識しつつも、一九九六年報告書は、同契約による労働市場参入の契機的重要性を強調し、希望する全ての RMI 享受者が同契約を締結することを可能にするよう、現在の割当制 (同契約の数の限定) の廃止を提案している。同契約の増大は、それが国による賃金の一部と保険料負担という支出を伴うがゆえに、国の財政負担を増大させるものであるが、同報告書は、現在の失業問題とそれに伴う失業者の社会的排除の深刻さ、および、同契約による職業的参入の促進が経済的社会的にもたらす利益等全体的見地から、国の財政負担を求めている。

(b) 雇用補強契約 (CEC)

雇用補強契約 (CEC) は、前述のように、一定の要件を満たす者で雇用連帯契約を終了した者が、新たに使用者と締結することのできる、期間の定めのない、または、一年の期間で五回まで更新しうる契約であり、雇用連帯契約終了者にとって、より安定的職業的参入の機会をもたらすものである。同契約享受者のうち、RMI 受給者は、一九九五年はその二七、四%、七三七〇人であった (一九九四年は六〇〇〇人) が、一九九六年報告書は、その財政措置も含め、引き続きその強化、発展を提案している。

(c) 参入企業 (EI)

参入企業 (EI) における職業訓練、労働も RMI 受給者の職業的参入の契機として重要な役割をはたしており、一九九六年報告書は、公共事業の発注についての割当制を導入し、同企業の活動を援助すべきであると指摘している。

(d) 企業への参入

しかしながら、RMI 受給者の最終的、安定的職業的参入は、企業と通常の労働契約を締結することにより達成される。一九九六年報告書は、そのための企業の協力を要請している。他方、通常の私企業での雇用の場を拡大するため、第一に、現在存在している私企業を対象とする援助付契約の一つである雇用導入契約 (CIE) の強化および対象者の要件の緩和、第二に、他の種類の私企業を対象とする援助付契約、たとえば、六か月は見習、六か月は通常の労働契約といった契約の創設が提案されている。

(1) Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>> par la commission des finances, de l'économie générale et du plan, op.cit., p.33 et s.

(2) ibid., p.36 et s.

(3) ibid., p.36 et s.

(B) システムの改革

(1) 機関と財源

RMIを実施する運営機関および実施に関わる支出負担について、一部主張されている、RMI手当の財源を全部または一部県に負担させること（現在は国が負担）、および、参入の責任を全て県に委ねること（現在は国と県の共同責任）については、一九九六年報告書は否定的である。その理由として、手当支払に必要な費用は増大し続けており、県に負担能力がないこと、また、現在、県が参入政策のために充てる予算は前年度の当該県の住民に支払われたRMI手当の総費用の二〇%と定められているが、RMI手当に支出する費用の増大に伴ってこれも増大しており、すでに負担の限界に達していること等を述べている。⁽¹⁾

他方、即時の職業的参入が可能なる者、すなわち、失業給付を受けることのできない失業者の所得・生活保障および職業的参入は、失業保障制度の一部門として位置づけるべきであるとの観点から、RMI制度実施機関とその財源に、失業保障制度の管理運営主体である社会的パートナー（労使）を関与させるべきであるとの主張もなされている。⁽²⁾

具体的には、第一に、失業していることだけが唯一のハンディであり、即時の職業的参入が可能なる者に対して支給される活動最低所得、および、その職業的参入政策に必要な支出の一定部分については、失業保障制度が負担すること、第二に、県参入プログラムの策定における、社会的パートナー（労使）の関与、特に、職業的参入政策の決定と運営についての責任を、失業保障制度の各地域の労使運営機関である、商工業雇用協会（Associations pour l'emploi dans l'industrie et le commerce : 略称ASEDIC）に委ねることが主張されている。

（2）所得・生活保障、参入の実現

（a）公正な所得・生活保障

まず、RMI手当の支給は、有資格者に対して公正に行われることが必要である。現在、家族手当金庫は、毎年受給者の一六％につき調査を行っており、一九九四年には調査された五〇万の契約のうち二四〇〇〇（約五％）について、不正申告、義務の履行拒否を理由とする手当支給停止が知事により発せられている。一九九六年報告書は、不正受給防止のためのコントロールのさらなる強化を提言している。⁽³⁾

（b）受給者および担当機関の参入努力の強化

また、一九九六年報告書では、受給者および担当機関の参入努力およびそのコントロールの強化が提言されている。⁽⁴⁾

受給者の参入努力と必要な参入促進措置の提供については、地方レベルでは、半年毎または一年毎に、参入のための行動および指導・援助担当者によってなされた仕事の結果の評価、国レベルでは、RMIを評価するための定期的な統計、調査と給付部門および参入部門の情報交換、調整の必要性が指摘されている。

（c）手続の簡素化

RMI手当・社会的保護給付の支給、および、参入実現システムについては、たとえば、RMI受給者の医療費の負担方法の複雑さと関係機関の多さを改善するための、疾病保険の一般化の提唱、参入システムの簡素化（手続機関への申請、地域参入委員会への書類の回付、同委員会による参入契約の承認、場合により契約が履行されないときは、受給者の登録抹消）等が指摘されている。また、非営利派遣社団および参入企業と県の間で、現在半年または一年単位で県と締結している協定、および、RMI受給者の雇用に対する補助金協定についても、その期間を数年単位にする等の提言がなされている。⁽⁵⁾

(1) Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>> par la commission des finances, de l'économie générale et du plan, op.cit, p.41 et s.

(2) Guy CLARY, op.cit., p.622.

(3) Rapport d'information sur <<l'évolution du revenu minimum d'insertion : bilan, perspectives et propositions>> par la commission des finances, de l'économie générale et du plan, op.cit, p.49.

(4) *ibid.*, p.46 et s.

(5) *ibid.*, p.42 et s.

2 社会的統合 (cohésion sociale) に関する法律案

社会的統合に関する法律案は、まず、RMIは、参入の実現という野心的な政策として創設されたが、創設後八年を経て社会フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

扶助的側面へ偏流していること、他方、社会的分裂は拡大し、現在、一五〇万人以上の人々が、RMI手当、特別連帯手当、または単親手当を受給しているにもかかわらず、これら扶助的手当の受給者に対して雇用を保障する十分な努力がなされなかったこと、困難な状況にある若年者の参入政策は十分な成果をあげていないこと、等を現状認識としている。

そして、このような貧困と社会的排除の状況が、憲法および多くの法律において確認されている基本的人権を危機にさらしており、多くの人々にとって、基本的人権の承認と実際に置かれている状況との間に深い溝があること、各人が経済的、社会的、文化的、政治的生活に参加しうることを再確認する措置が必要であるとの問題意識から、同法案は、全ての市民に真の機会の平等を与えるために全ての人が全ての権利にアクセスすることを保障すること、具体的には、市民権、雇用、住居、医療、文化、⁽¹⁾という基本的人権への現実のアクセスを、参入と社会的排除に対する闘いの中心として位置づけることを目的とするものである。同法案の内容は多岐にわたるものであるが、その規定は、第一に権利へのアクセス(A)、第二に、社会的排除に対する闘いのための機構改革(B)、に大別することができる。

(A) 権利へのアクセス

同法案は、「権利へのアクセス」と題された第一部において、市民的・社会的権利、医療、住居、識字、雇用の五つの権利へのアクセスについて、それぞれ独自の章を設けている。

(1) 市民的・社会的権利へのアクセス

市民的・社会的権利へのアクセスとしては、ホームレスの場合の選挙権の確保、家族は全員が一つの施設に受け入れられる権利を有すること、緊急受け入れ態勢の強化、等が挙げられている。⁽²⁾

(2) 医療へのアクセス

医療保障として、特に社会的に排除されている者の医療保障に関する県の計画を、後述の、県参入・社会的排除対策委員会によって検討提案される県参入・社会的排除対策計画の義務的事項とすること、社会保障医療予防センターを特に社会的に排除されている者を優先的に受け入れる施設とすること、病院の社会的排除者受け入れ機能の強化、等が規定されている。⁽³⁾

(3) 住居へのアクセス

住居へのアクセスとしては、住居取得、賃貸のための財政援助、公的機関による空き住居の取得と住居を必要としている者の賃貸の促進、住居連帯基金の強化、等が規定されている。⁽⁴⁾

(4) 識字へのアクセス

読み書きができないことは社会的排除の大きな原因となるため、識字は、優先的課題として位置づけられている。そのため、全国識字委員会、全国識字科学委員会等が創設され、読み書きのレベルに関する調査、情報収集、識字のためのプログラム作成、フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

政策実施等を行うこととされている。⁽⁵⁾

(5) 雇用へのアクセス

雇用へのアクセスを保障するための具体的措置としては、第一に、地方イニシアティブ契約 (contrat d'initiative locale) の創設、第二に、若年者に対する個別職業的参入過程 (itineraire personnalisé d'insertion professionnelle) の創設、第三に、個人独立事業に対する新たな援助、が規定されている。

(a) 地方イニシアティブ契約 (contrat d'initiative locale)

地方イニシアティブ契約 (contrat d'initiative locale : 略称C I L) は、新たな援助付契約の形態である。同契約は、R M I 手当、特別連帯手当 (A A S)、単親手当 (A P L) 受給者を対象とするもので、公共団体または非営利社団を使用者とし、法定最低賃金を賃金額とする週三〇時間以上の労働契約であり、五年間、週三〇時間を限度として、その賃金の五〇%を国が負担するものである。⁽⁶⁾

同契約は、最低所得保障手当受給者の継続的職業的参入を援助するために新たに創設されるものであり、五年間で三〇万人分のポストを用意することが予定されている。

(b) 個別職業参入計画 (itineraire personnalisé d'insertion professionnelle)

また、重要な優先課題の一つである若年者の雇用保障のために、一六才から二五才の、雇用のない、職業的または社会的に排除される危険性のある者を対象として、個別職業参入計画 (itinaire personnalis  d'insertion professionnelle) 制度が規定された。同制度は、特に困難な状況にある若年者の職業教育訓練と段階的に雇用にアクセスすることを保障するために、国が受け入れ機関と協定を締結し、その費用を負担するものである。⁽⁷⁾

(c) 独立事業に対する援助

さらに、RMI手当、特別連帯手当 (AAS)、および、単親手当 (APL) 受給者が独立事業を営む場合、六か月間、特別連帯手当相当額が国の負担により支給される。⁽⁸⁾

- (1) Avant -projet de loi d'orientation relatif au renforcement de la coh sion sociale, op.cit., Expos  des motifs.
- (2) *ibid.*, art.4   8.
- (3) *ibid.*, art.12   15-I.
- (4) *ibid.*, art.16   23.
- (5) *ibid.*, art.24   28.
- (6) *ibid.*, art.9.
- (7) *ibid.*, art.10.

(8) *ibid.*, art.11.

(B) 機構改革

他方、社会的統合に関する法案は、第二部から第四部において、社会的排除に対する闘いのための機構改革として、貧困・社会的排除研究局の設置、県レベルでの機構改革、地域レベルでの機構改革、参入政策の財源等に関する規定をおいている。

(1) 貧困・社会的排除研究局の設置

まず、第一に、同法案は、貧困と社会的排除の拡大にともない、一方で介入領域の拡大、他方で対象者の多様化に対する総合的効果的政策を可能とするために、情報と政策を収集し分析する貧困・社会的排除研究局を首相のもとにおくことを規定している。⁽¹⁾

(2) 県レベルでの機構

第二に、県レベルでの機構については、参入政策が、従来と同様、知事と県議会の長との共同責任のもとで行われることを確認する⁽²⁾とともに、機構統合により、総合的、横断的参入政策を可能にするための改革が規定されている。具体的には、従来の県参入委員会(CDI)に代えて、新たに、四つの小委員会から構成され、参入政策の検討、提案を行う、県参入・社会的排除対

策委員会 (Conseil départemental de l'insertion de la lutte contre l'exclusion : CODILE) を創設すること⁽³⁾、同委員会によって検討提案される県参入・社会的排除対策計画 (Plan départemental de l'insertion de la lutte contre l'exclusion : PDILE) は、複数年次にわたるもので、義務的事項を含むこと⁽⁴⁾、さらに、参入政策の決定機関として、財政負担者である国、県、および、社会的保護機関を構成員とするプログラム会議 (Conférence des programmes)⁽⁵⁾ を設置すること、である。

(3) 地域レベルでの機構改革

第三に、地域レベルでの機構については、県レベルでの改革と同様、従来の地域参入委員会 (CLIE) に代えて、新たに、その権限を拡充した、地域参入・社会的排除対策委員会 (Commission locale de l'insertion de la lutte contre l'exclusion : CLILE) を創設すること⁽⁶⁾、同委員会の委員長から構成される会議 (Conférence des présidents de CLILE) を設置し、各委員会の地域参入政策を調整すること⁽⁷⁾、等が規定されている。

(4) 参入政策の財源

第四に、参入政策実施のための支出として県に課されていた、前年度に支給された RMI 手当総額の二〇%の枠は廃止され、参入政策の財源としては、前述のプログラム会議により創設される県参入基金を充てることとされた。支出負担は、会議の構成員 (国、県、社会的保護機関) の協定により、決定されることとされている。そのため、社会保障法典を改正し、疾病保険初級金庫および家族手当金庫が、当該基金への支出を可能とすることが規定されている⁽⁸⁾。

フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入

- (1) Avant-projet de loi d'orientation relatif au renforcement de la cohésion sociale, op.cit., art.29.
- (2) *ibid.*, art.30.
- (3) *ibid.*, art.31 et 32.
- (4) *ibid.*, art.33 et 34.
- (5) *ibid.*, art.33.
- (6) *ibid.*, art.36 et 37.
- (7) *ibid.*, art.38.
- (8) *ibid.*, art.39 à 43.

三 小括

以上、検討してきたように、RMIの受給者は、多くの身体的・精神的・家族的・社会的困難をかかえる者にとどまらず、単に失業給付を受けることのできない失業者へも拡大し、受給者の増大および受給者層の多様化が見られる。その結果、RMIの機能は、次第に、多くの社会的困難を抱える人の所得・生活保障から失業者の代替所得保障へと変化してきている。

他方、RMIの目的である社会的・職業的参入の実現は、特に、受給者の職業的参入と経済的自立につき、十分な成果を挙げておらず、RMI手当の性格は、参入達成までの一時的援助から長期的援助へと変化し、RMI制度は、参入実現のための制度から扶助的側面に偏在した制度へと変容している。

このように、RMIの独自性ともいえるべき参入効果が不十分であり、排除されている者の扶助されている者としての地位・層の固定化が生じているという分析に基づき、一九九六年報告書は、第一に、RMI手当受給者の多様化に対応する、効果的な社会的・職業的参入制度への変革、すなわち、重大なハンディを負っており、即時の職業的参入の望めない者と、即時の職業的参入が可能な者への参入政策の区別を主張し、前者に対しては、まず、その社会的自立を可能とする社会扶助的援助の強化を、後者に対しては、職業的参入政策の強化による雇用保障を要請する。そして、第二に、制度の公正な適用と、給付・参入の実現のための機構・制度改革を提言している。

また、一九九七年二月二六日に国民議会に提出された社会的統合に関する法律案は、市民権、雇用、住居、医療、文化、という基本的人権への現実のアクセスを、参入と社会的排除に対する闘いの中心として位置づけ、第一に、これらの権利へのアクセスを実現するための諸政策、すなわち、新たな社会的・職業的参入政策、第二に、効果的な参入政策実施のための社会的パートナー（労使）の積極的関与を含む機構改革を提言している。

これらの改革案は、基本的な方向としては、本来職業活動により経済的自立が可能であるにも関わらず、様々な理由でそれができない者に対して、最低所得保障給付により参入達成までの一時的生活保障を行い、参入契約の締結と参入政策の享受を通じて、社会的・職業的に排除されている者を職業活動による経済的自立というノーマルな社会に包摂するという、RMIの基本理念と現行制度の枠組みは維持しつつ、手当享受者の参入の促進とそのための制度的枠組みの改革をはかり、その目的の達成をはかろうとしているといえよう。

他方、貧困と失業問題の解決については、RMIのような所得要件のある補足的所得保障（revenu complémentaire）の持つ矛盾と限界を克服し、新たな制度の創設を求める主張も行われている。すなわち、全ての人に対し無条件で付与される、最低生活を保障する基礎的手段（allocation de base inconditionnelle）⁷ または、普遍手段（allocation universelle）の創設である。

たとえば、一九九七年四月八日付の *Le Monde* 紙では、同制度を肯定する論者による普遍手当の特集を行っている。⁽¹⁾

その主張によれば、所得要件を課さず、全てのの人に定額の普遍手当を給付し最低生活保障を行うという制度は、以下のようなメリットを持つ。すなわち、第一に、その所得に関係なく給付される手当であるから、RMI 手当のように所得が増えれば手当が減額または不支給となることはなく、職業的参入への意欲を失わせることもない。第二に、全ての人に給付される手当であるから、現在 RMI 受給者が「RMiste（エレスリスト）」とよばれているようなステイグマの問題は生じないことになる。また、第三に、所得要件等を課す RMI 他無拠出性給付は、その手続が複雑で多額の管理運営費用を要するが、無条件給付であれば、その管理運営は簡素化され、費用も少なくてすみ、財源をより効果的に給付本体に充てることができる。

しかしながら、この制度は、大きな所得再分配機能を有する制度である。そしてその財源として、普遍手当の水準にもよるが、かなり高率の税負担を前提としなければならない。

また、同制度の導入は、職業活動とは無関係な無拠出制給付による所得保障という点で、フランスの現行の社会システム、すなわち、職業活動による収入によりその生活を維持し、社会的リスクの実現に対しては、社会保険料の拠出に基づく保険給付により対応するという、いずれにせよ職業活動と関連する収入による生活を原則とするシステムを大きく修正することになる。たしかに RMI も、その手当自身は、無拠出制の職業活動に関連しない手当であるが、それは、職業的参入により、その職業活動により生活を維持することができるようになるまでの一時的生活保障であり、社会的・職業的参入のための努力を給付の前提とするものであった。すなわち、RMI は、職業活動による収入に基づく生活維持という原則の枠組みにあるものであり、この点、普遍手当は、RMI とはその機能を異にする。

また、新たな制度としては、負の所得税 (*impôt négatif*) の導入を唱える論者もいる。これは、一定の基準以下の収入の者に對しては、その基準に達するまで負の所得税として給付を行い、基準以上の者については、積極税 (*impôt positif*) として課税

することにより、最低所得を保障するという制度である。この制度は、現在のRMIと同様、最低基準と現実の収入の差額補填給付であり、補足的所得保障制度の一つである。そして、その給付にあたつては、社会的コントロールが要請されることになる。しかしながら、RMIとの大きな相違は、負の所得税は純粋な金銭給付であり、RMIのように参入を直接の目的とするものではないことにある。同制度は、最低所得保障制度であり、参入政策は別個に考えられることになる。また、この負の所得税のメリットとして、ステイグマの問題が生じない点および制度が単純である点が指摘されている。

(1) Le Monde, Economie du 8 avril 1997, p.II et III.

結びにかえて

以上、第一章で検討したように、RMIは、完全雇用がもはや期待できない時代における従来の社会的保護制度の不十分性、不適合の認識のもとに、これを補完するために、新たな国家的連帯に基づく最低所得保障と社会的・職業的参入の実現による主体的市民としての復権を理念として、国、県、および、社会保障機関の連携する新たな制度的機構のもとで、無拠出制金銭給付とそれに付随する社会的保護給付の付与により、最低所得・生活保障を行うとともに、手当享受者の参入契約締結と参入政策の展開による享受者の社会的・職業的参入の実現を目的とするものである。

しかしながら、第二章で検討したように、RMIの機能と効果については、最低限の生活・所得を保障するという点において、重要な機能を果たしていると評価されているものの、一方で受給者の増大・多様化と費用負担の増大、他方で社会的・職業的参入、特に職業的参入が進まず、RMI制度は、参入実現のための制度よりもむしろ社会扶助的の制度に偏流しているとの指摘がな

されている。このような分析に基づき、一九九六年報告書、および、社会的統合に関する法律案は、RMIの基本理念および枠組みを維持することを前提として、特に職業的参入を中心とする参入政策の強化、機構改革等を通じて、一般的最低所得保障と社会的・職業的参入の実現をはかろうとしている。他方、貧困と失業による社会的排除の解消については、RMIのような所得要件のある補足的所得保障ではなく、全ての人に対し無条件で付与される、最低生活保障のための普遍手当の創設も主張されている。

このように、RMIの創設は、フランスの社会的保護制度に理念、体系、保護の対象と給付の性格、制度実施のための機構、参入契約の導入といった手法等、大きな変革をもたらした。また、雇用創出を目的とする労働契約の多様化、すなわち、公的援助を伴う有期・パートタイム労働契約の創出による、使用者負担の軽減と不安定雇用の拡大という点で、雇用政策、労働法の分野においても大きな影響を与えている。そして同制度は、完全雇用の期待できない時代における社会的保護制度、および、労働法のあり方を改めて考えさせている。これを横断的に見るならば、同制度は、所得保障システム、および、社会的・職業的参入システム、ならびに、社会法の指導理念を修正・発展させるとともに、そのあり方を議論する契機となっているといえよう。

RMIを契機として、フランス社会法の理念と構造にどのような変容がもたらされ、今後どのように展開していくのか、その詳細な検討については、前途のとおり稿を改めて行うことにしたい。また、これらを踏まえた日本法への示唆についても今後の課題とすることにした。